

議 事 日 程

- 1 議案第1号 平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）
- 2 議案第2号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 3 議案第3号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 4 議案第4号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第5号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第6号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 7 議案第7号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第8号 工事請負変更契約の締結について
（山田地内下水道管布設工事（その1））
- 9 議案第9号 工事請負変更契約の締結について
（山田地内下水道管布設工事（その2））
- 10 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
- 11 議案第11号 太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 12 議案第12号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第14号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第16号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 17 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第19号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 21 議案第21号 太子町国民保護協議会条例の制定について
- 22 議案第22号 太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 23 議案第23号 石海保育所の指定管理者の指定について
- 24 議案第24号 揖南衛生施設一部事務組合の解散について
- 25 議案第25号 揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について
- 26 議案第26号 揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 27 議案第27号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 28 議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 29 議案第29号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について
- 30 代表質問
- 31 議案第30号 平成18年度兵庫県太子町一般会計予算
- 32 議案第31号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 33 議案第32号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

- 34 議案第33号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 35 議案第34号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 36 議案第35号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 37 議案第36号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
(総 括 質 疑)

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号)
- 2 議案第 2 号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 3 議案第 3 号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 4 議案第 4 号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 5 議案第 5 号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第1号)
- 6 議案第 6 号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 7 議案第 7 号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第3号)
- 8 議案第 8 号 工事請負変更契約の締結について
(山田地内下水道管布設工事(その1))
- 9 議案第 9 号 工事請負変更契約の締結について
(山田地内下水道管布設工事(その2))
- 10 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
- 11 議案第11号 太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 12 議案第12号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第14号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第16号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 17 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第19号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 21 議案第21号 太子町国民保護協議会条例の制定について
- 22 議案第22号 太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 23 議案第23号 石海保育所の指定管理者の指定について
- 24 議案第24号 揖南衛生施設一部事務組合の解散について
- 25 議案第25号 揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について
- 26 議案第26号 揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 27 議案第27号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 28 議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 29 議案第29号 揖龍地区農業共済事務組合同約の変更について

会議に出席した議員

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 上 山 隆 弘 | 2 番 | 服 部 千 秋 |
| 3 番 | 長谷川 原 司 | 4 番 | 井 村 淳 子 |

5 番 中 井 政 喜
8 番 寺 本 明 男
10 番 井 川 弘 美
12 番 北 川 嘉 明
14 番 村 田 興 亞
16 番 桜 井 公 晴
18 番 佐 野 芳 彦

7 番 橋 本 恭 子
9 番 横 田 六 郎
11 番 花 畑 奈 知 子
13 番 熊 谷 直 行
15 番 橋 幸 孝
17 番 首 藤 亨

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 山 本 修 三
書 記 蛭 井 のり子

書 記 嶋 津 一 弥

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
収 入 役 山 本 国 男
総 務 部 長 佐々木 正 人
経 済 建 設 部 長 山 口 静 哉
財 政 課 長 香 田 大 然

助 役 八 幡 儀 則
教 育 長 圓 尾 哲 一
生 活 福 祉 部 長 寺 田 和 雄
教 育 次 長 山 本 庄 一 郎
水 道 事 業 所 長 西 村 隆 志

(開議 午前9時59分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成18年第1回太子町議会定例会第3日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第1号 平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号)

○議長(佐野芳彦) 日程第1、議案第1号平成17年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 おはようございます。

1点だけお尋ねしたいのですが、9ページの町債、特に消防債のことですが、さきの補正でご存じのように、揖南消防の負担金をたつの消防への事務委託料に9月の議会で補正をし、16ページとの兼ね合いになるんですが、補正前の額の3億4,742万7,000円という補正の額であります。

そこで、今回この財源の組み替えをされてるんですが、その後9月から今日に至るまでこういったようなことが話し合われて、この財源の組み替えになったのかお尋ねしたいのと、もう一点、この通信指令の装置ですが、どのように現在設備そのものが新たになったのか、今後また現太子消防署にある通信システムをどのようにされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(佐野芳彦) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(寺田和雄) お答えいたします。

まず、歳出の方の負担金でございますが、

これにつきましては18年度の交付税の算定方法が見直しとなりまして、交付税算入額が増えたことによりますこの追加でございます。

(「17違う。18」の声あり)

18年度でございます。

歳入の方の地方債の発行でございますが、この通信指令装置でございますが、5月に補正予算で太子町分の負担相当額を補正予算でご議決いただいて事務を進めてまいりました。

指令基地を本部に設置集約するということで、機器の統合、また新たに発信地表示システムということで、電話番号を加入電話から電話をしますと、どの位置からの発信だということで、発信場所を早く確定できるような装置とか、また地図検索、番地で地図が押さえられるとか、こういった装置を組み入れ、また現場によっては出動する車両、部隊の編制も自動的に空き部隊を出動できる自動制御も取り入れ、また集約したことによりまして本部から太子消防署への電送関係も見直したわけでございます。現在のところ、ほぼ事業は終えております。

そして加えて、揖南消防署で使っております指令台装置につきましては、合併の開催に伴います財産処分の考え方といたしまして、財産についてはたつの市へ引き継ぐということで引き継いでおりますが、現在のところは雨量計等の装置のみが稼働しております、他の装置については休止状態ということでございます。

財政的な面につきましては、財政課長の方からお答えいたします。

○議長(佐野芳彦) 財政課長。

○財政課長(香田大然) 9ページの消防債についてお答えいたします。

まず、消防車両整備事業債の減額でございますけれども、当初1,622万500円で、そのうちの90%が起債充当額といたしまして1,460万円上げておりましたのですが、第1機動分団の車両の額が入札によって決定いたしましたので、その額が1,575万円となりま

す。その起債充当分の90%ということで1,410万円となったわけでございます。当初の1,460万円から1,410万円、この差額の減額の50万円でございます。

それからもう一件、通信指令設備事業債の関係でございますけれども、これは自治振興事業の貸付金に該当することになりましたので、100%の充当率でもって通信指令の関係で2,420万円の増額ということになっております。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) ほかに質疑はありませんか。

7番橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 歳入の部で、ページ5ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金の関係で、節の道路橋りょう費補助金について伺います。

交通安全施設等整備事業費補助金減額で550万円についてですが、ページ15ページの老原村前線歩道橋整備工事減額935万円の県の指導の関係であると助役より説明ありましたが、もう少しこれについて説明を求めます。

以上です。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山口静哉) お答えします。

まず、道路橋りょう費の補助金の減額、これは老原村前線の整備に関しまして今回減額をさせていただいております。

詳細の方でも説明申し上げたと思うんですが、今回の工事費につきましては、前年度の工事費を今回繰り越しておりまして、その分の額がすべて減額になりました。新たに補助対象ということになりましたものから、その分が減額になっております。

この補助事業費の追加分を、これも工事費として繰り越しをしておりました。現年予定分の工事にその分の剰余金が出たということで、その分の減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 同じく5ページ歳入です。説明があったのかもわからんですけど、総務費国庫補助金の総務管理費補助金の情報通信格差是正事業資金貸付金償還補助金追加というんでは、具体的には何をどうやったものに対する補助金の追加なのかということ。

それから、8ページの東幼稚園の土地貸付料なんですけど、額は少ないんですけども、どこに何の、恐らく福井大池工事だろうとは思いますが、貸付料の算定は何を基準にされたのかということをお聞きしときたいと思います。

それからもう一つは、教育費の兵庫県市町村振興協会市町交付金、いわゆる9ページです。これは何に対する、ちょっと聞き漏らしたような気がするんで、この点お願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、総務管理費補助金の情報通信の件でございますが、これにつきましては平成14年に地域イントラネットとして庁舎内のパソコンの整備を行っております。それが当初17年から19年までの3カ年で償還を行うということになっておりましたが、これがNTT株の売却によりまして繰上一括償還ということで、この17年度で3カ年分の補助金として18、19、この2カ年が入りました。17年度単年度で全額償還ということでございます。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 2点目の財産貸付収入、太田幼稚園の貸付料のことについてお答えを申し上げます。

まず、事業内容といたしましては、県事業の福井大池2期地区ため池関連工事に伴う作業用車両の駐車場、また進入路、現場事務所の設置といったような内容で貸し付けております。

番地につきましては、太子町原1084番地、平米は1,736.28平方メートル、使用期間は18年1月20日から18年4月30日まででございます。

また、使用料の額の決定でございますが、1平米当たり1カ月15円といたしております。

それで、単価の決定の内容でございますけれども、松尾住宅の方で県に貸し付けております平米単価が14円でございます。それで、固定資産税の評価額等の価格をもとに算定をしたような次第でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（山本庄一郎） 兵庫県市町村振興協会市町交付金の内容でございますが、図書館に対する図書充実の交付金ということで、宝くじの関係の方からいただいております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 最初に、民生費の負担金と歳出とも絡むわけですが、保育所児童保育料減額で、住宅運営費っていうのは同額になっているわけですが、それらの増減内容の個々の施設ではそれぞれ減額、住宅だけは増額っていうことになっておりますけれども、これらのことについて要因と内容説明を求めます。

それから、歳出の14ページにも関係する運営費2,615万3,000円の減額があるわけですが、私立、町外、年度途中単価が下回ったというような説明なんですけど、それぞれ対象児童等の内容の説明を求めます。

それから、県補助金の皮革排水対策費の定額200万円の問題ですけれども、今回も条例提案があるわけですが、統一料金を設定している以上、県に対してその責任も当然あるわけですから、増額要求等のことが行われてしかなるべきと考えますが、この対応について説

明を求めます。

それから、各基金の利子の追加、8ページに係ることがあるんですが、320万8,000円、それから財調からの繰入金の減額が5,977万9,000円がございまして、それが減額ですが、歳出の10ページで財政調整に143万円、公共施設建設に90万4,000円それぞれを積み立て、土地開発には57万8,000円を繰り出し積み立てると、こういうことになっておりますが、各基金の年度末の残高見込みについて説明を求めます。

それから、9ページに係る揖南消防事務組合解散に伴う清算剰余金の1,509万円なんですが、これはこれまでも指摘をしてまいりましたように、負担金にかえて基金を取り崩した結果の清算金、いわゆる2,900万円の案分ということでありますが、基金として積み立ててきた負担割合に対して不公平ではないかと、このように考えますが、いかが対応したか、説明を求めます。

それから、10ページで、4名の退職勧奨に基づく退手組合への特別負担金を2,680万4,000円追加をしているわけですが、個々それぞれの年齢、勤続等について説明を求めます。

実質的には申し出によるものと思いますが、肩たたきに類するものはやったのかどうか、説明を求めます。

それから、国勢調査に関係することなんですが、調査員、事務補助員、協力者がそれぞれこの国勢調査に何人で実際対応したのかについていうこと。増減があるわけですが、その中で調査に当たったの苦情、全国的に見ればいろいろ今日のプライバシー保護等との関係で非常にしにくいというようなことも調査員の方からも口が出ている。そういうことで、本町ではそういう問題はあったのか、なかったのか。あれば、具体的なものと、その対応について説明を求めます。

それから、予防費の委託料で205万1,000円、当初予定を下回ったということなんですけれども、これらの要因ということで

はさらに突っ込んだ説明を求めたいと思うんですが、何よりも健康を維持していくということでは、それぞれの体をよく知る、そして早期に大病にならないように発見をし対応をするということが大事だと思うんですけども、それぞれ胃がん、子宮がん、乳がん、胸部総合、基本健診、日脳それぞれに減額補正があるわけですが、これらをさらに前進させる手だてが必要かと思います。そういう点での説明を求めます。

それから、福井大池公園整備の965万7,000円の減額なんですけど、この説明では地元調整が難航したという説明ですが、具体的な説明と、翌年度に対応するということになりましても、これらの問題は解決するのかもしれないと説明を求めたいと思います。

それから、まちづくり活動助成金の155万円の減額なんですけれども、これの主な要因と今後について説明を求めます。

それから、この補正では町税収入を計上していないわけですが、今後の歳入見込みをどう立てているかについて説明を求めたいのと、この決算見込みというふうな形でかなり説明がなされているわけですが、この補正を経過して年度末を迎えるわけですが、繰越財源についてどうとらえているか、説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

保育所関係でございますが、歳出の方からご説明を申し上げさせていただきます。

14ページの保育所運営費の減額でございます。これにつきましては、昨年の10月、11月の保育状況を年齢ごとの分布を踏まえまして、17年度の入所見込み数で各園の運営費、扶助費を計上してまいったところでございます。

まず、二葉保育園につきましては、当初延べ1,260人で積算いたしておりましたが、決算見込みでは1,209人の延べ保育児童になる

見込みでございます。そして、支弁費の単価の高いゼロ歳児の入所が当初見込みより少なかったということもございましての447万円の減額でございます。

それから、安養保育所につきましては、当初1,308人の入所を予定いたしておりましたが、結果といたしまして1,262人の受け入れ見込みでございます。こちらでゼロ歳児の受け入れが少なかったということ。それから、1、2歳児は当初より上回っているというようにございまして320万7,000円の減額をお願いいたします。

それから、町外への委託保育でございますが、当初延べ2,100人を予定いたしておりましたが、結果的に1,868人の見込みということでございます。こちらにつきましては、総じて各年齢ごとに受け入れが少なかったということでございます。

それから、4ページの保育料の関係でございますが、こちらにつきましては、支弁費で支払いました中に、いわゆる生活保護世帯、また母子家庭、障害を持たれた家庭の中で町民税非課税の方については保育料の免除という制度もございまして、人数的には合わないものでございますが、保育料といたしましては、二葉保育園では1,260人の当初見込みに対して1,205人の見込みということで58万9,000円の減、安養保育所につきましては当初1,308人に対して1,262人の減ということで、こちらについては保護者の所得の関係もございまして、一人頭の保育料が少し見込みを上回っております。ということで7万5,000円の減。委託につきましては、2,100人に対しまして1,868人ということで338万7,000円の減額をお願いをいたしております。

それから、歳入の揖南消防事務組合の解散に伴います打ち切り決算の清算方法でございますが、かねてより組合の運営につきましては人口をもとにしてという方法もございしますが、人口も参考になるんですが、基準財政需要額、消防費の額での負担を行ってまいりま

した。負担のルールはこの制度を用いたわけでございますが、現在までの揖南消防での取り扱い件数から申しますと、負担割合に相応する、町民の皆さんも利用された、受益があったというふうに統計的になっております。今回の清算につきましては、17年度負担を用いました率で今時決算認定をお願いいたしております剰余金を清算ということで、いわゆる受益、また納めた額の率での清算ということで、太子町として正当な清算であろうと思っております。

それから、予防費の関係でございます。

予防費につきましては、1年間の健診の計画を立てましての委託料を組んだわけでございますが、年度途中で法改正、またいろんな事情がありましての委託料につきまして、それぞれの項目についての増減が生じております。

まず、基本健診につきましては、ほぼ見込みの受診があったということでございます。

それから、胃がん検診につきましては、当初1,310人を見込んでおりましたが、実績といたしまして1,274人の受診でございました。

子宮がん検診につきましては、頸部の部分につきましては375人に対して実績といたしまして353人。体部の検診につきましては、50人の見込みに対しまして33人。

それから、乳がん検診につきましては、これも国の方針によりまして毎年受けなくてもよい、隔年受診でよいという指針が出ましたので、当初400人を予定いたしておりましたが、趣旨を説明しますと、実績といたしまして187人の受診がございました。

胸部総合検診につきましては、エックス線、当初2,360人を予定いたしておりましたが、実績といたしまして2,367人の受診でございました。

一方、喀たんの検査については、当初195人を見込んでおりましたが、146人の実績でございます。

それから、日本脳炎の接種でございます。

これにつきましても、17年5月に国の通知がございまして、現在指定しておるワクチンについては急性散在性脊髄炎発症のおそれがあるから、地方公共団体については海外渡航等の特殊な方には必要であろうが、それぞれの町民の皆さんのご判断でということで、積極的な勧奨を見合わせるようにという通知がございました。町といたしまして当初3,300人を見込んでおりましたが、希望された方は224人と大幅に減少したものでございます。

減額というんですか、受診が少なかった件についてご説明を申し上げたところでございますが、この健診につきましては、かねてより機会あるごとに町民の皆様にご健康に留意をお願いしております。今後とも機会あるごとに皆さんご自身の健康に留意していただくように、新年度におきましても取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 私の方からは、ページ10ページの市町村の退職手当の関係でございますが、対象者としましては4名、年齢としましては56歳の方が2名、57歳の方が2名でございます。それぞれの勤続年数は、33年が2名、35年が1名、36年が1名でございます。肩たたきの件でございますが、これについては特段そういったことはございません。ただ、年度当初におきまして早期退職の申し出の通知は出ささせていただいております。

それと、12ページの国勢調査の関係でございますが、調査員が調査票を各戸別に配布するときに拒否されたということは聞いております。それにつきましては、後から職員の方が戸別に訪問して理解を求めたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 平成17年度各基金の残高の見込みを申し上げます。

財政調整基金につきましては5億8,086万4,000円、公共施設建設基金につきましては8億3,491万9,000円、地域福祉基金につきましては2億5,924万5,000円、土地開発基金につきましては5億1,855万円となっております。

土地開発基金につきましては、内訳といたしましては、現金で4億3,752万6,000円、土地の分で8,102万3,000円でございます。

それから、17年度今後の歳入見込みでございますけれども、国県負担金補助金につきましては、もう額が確定いたしておりますので、それはそれというふうに理解をいたしております。ただ、町税につきましては、出納閉鎖の時期5月末までに税務課サイドの方で最後の収入アップを図るための徴収に力を入れてくれるものというふうに財政課としては考えております。

それから、決算見込みでございますけれども、今後不用額がどの程度出るかという問題にも絡んでくるわけでございますけれども、私どもといたしましては、収支額といたしまして約1億円程度の黒が出るというふうに見込んでおります。

その中で、お尋ねにありましたように、繰り越し財源もどの程度になってくるかというふうになってくるわけでございますけれども、今申し上げた約1億円ぐらいということで、そのうち2分の1を法令に基づきまして財政調整基金の方に積み立てていくようになりますので、あとが繰越財源というふうになってくるのではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） 7ページの皮革排水対策費の補助金でございますが、これにつきましては県の方から排水経費の一部の補助をいただいております。排水量によりまして額が確定をするわけですが、従来でしたら500万円程度の補助金をいただいていたんですが、今は非常に量が減っ

とるということで200万円になっております。

ご指摘の協定に書かれます料金設定とは、この補助金とは関係ございませんので、料金設定については料金設定という形の対応をとっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、福井大池の負担金の減額でございますが、ちょうど17年度で福井大池の工事はすべて完了する予定でございました。昨年の8月に地元三自治会合同の工事説明会を県の方が開催をいたしまして、最終年度にあります周回の歩道等を今回設置するわけですが、その池の中の排水路とか、そういう構造の変更を地元の方が強く求められたという経緯がございまして、県の方もその構造変更に相当の時間が要するという事で、年度内の執行が無理であるという結果に至りました。本来でしたら、入札をして繰り越しという一つのこともあるわけですが、池ということもございまして、6月までには水をためないかんという状況にございますので、そういう状況を踏まえまして、年度を変えて次年度で実施をするという形になったわけでございます。

それから、まちづくりの補助金の減額でございますが、今回今年度におきまして下阿曾、阿曾、松尾については県の新たな補助メニューができました。それに対応が可能ということで、町単独の経費は減額をさせていただくということにいたしまして、155万円の減額をいたしております。

まちづくりに関しましては、ご承知のように区画整理等々もございます。糸井の関係もございますし。今回のまちづくりの活動助成につきましては、地区の設定とか、それぞれ地区でそれぞれのことを考えていこうという会を、要するに協議会をつくっていただいて、その協議会に対して30万円の補助を出すという一つのことを考えておりましたんですけれども、先ほど言いましたように県の事業の補助メニューができまして、それにより対

応して町単分の減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 最初に、県の排水対策の200万円と統一料金は関係がない、それは直接的には関係がないのは承知しておりますが、特に今、今度条例に来ますことについても、県内わざわざ統一をして、そして処理費よりも少ない金額で料金を設定する、そういうようなことをやっているわけですから、以前から見れば県の責任は非常に大きいという点で私は尋ねとんです。だから、それらのことについて県の措置を要求するというのも当たり前のことかと思うんで、再度伺いたいと思います。

それから、揖南消防の、計算上は基準財政需要額上での計算で配分をしたから公平なんやと、納入費としては公平やと言うとるけれども、過去財産を形成してきた過程というのは、やはりそれに基づいて、もともと負担金を、この17年度も負担金で当然やるべきことを、負担金でなくて、これまでの財調などの積み立てを崩して運営をする。その運営をすることになった財源というのは、これまでにそれぞれが出してきたものが基本になったわけですから、その負担割合から見しても不公平やと私は思うんです、今もなお。負担率は一応52%以上か、それ以上かもわかりません、今までの経過は、もっと当初からいえばありますし、それらの負担率に基づいて本来はもっと分けるべきものがあつたにもかかわらず、こういう積立金の清算で同じ手法をとることについて伺っとんです。私はもう不公平やと思います。そういう点で再度説明を求めます。

それから、退手組合の関係、10ページのところは男女も説明いただきますか。男女分け。

それから、10ページの国調に当たった調査

員、事務補助員、協力員、総勢それぞれ何名ずつ当たりました。今回も増減で調査員の報酬の追加があったり、事務補助員の賃金減額があったりするわけですので、それぞれの調査体制ということについてあわせて説明を再度求めます。

それから、福井大池の関係では、もう次年度はスムーズに行くということなんですか。次年度に送れば何ら問題なしに対応できるということなんかどうかも説明を求めます。

次に、16ページのまちづくり活動助成で、県のメニューで対応できたということなんですが、これは都市計画法に基づいて県の条例があるわけですが、その県条例の整理をした、もう数年前になりますね、そういうときからこのメニューはあったんですか。その辺ちょっと私も不案内なんで、メニューがあったんだったらそういうメニューを活用するということは、皆さんにも活用し、町の支出を抑えることができるんだったら抑えるべきやと思うんですけど、その辺はどうだったか、あわせて説明を求めます。

それから、今出納閉鎖まで徴収に当たるということは当然のことなんですが、現状の町税関係の状況は一応常任委員会提出資料で町税関係の現年の未収が5億1,484万5,487円、1月エンドです。それから、滞納が3億5,852万7,493円ということで、滞納に限って言えば調定額の4億4,746万8,658円に対して収入済額がわずかに8,894万1,165円となっている。これらをどうするかという問題があると思うんです。どう対応するか。

それから、国保に関しましては、医療、介護を合わせて現年の調定が7億4,059万4,100円、それから滞納に対して収入未済が2億944万8,743円、それから滞納の累計が1億8,768万8,575円で、滞納累計が1億5,513万7,021円と、こんな巨額になっとなすね。だから、これらのことに対して、ここは特に後の税条例の関係もありますし、これらの問題をどう解決を図るのがか、先ほど言いました町税収入の予測、税務で頑張っ

てやっぱりだめでしたっていう、収税管理課をつくってこういうにしていますけども、これがどれだけ解消されるんか。私は強権発動して血も涙もないやり方をせえと言うとわけじゃありませんが、特に悪質な者に対しては当然強権発動が必要かと思います。そしてまた、相談に応じた収納体制が必要かと思いません。それは言うておきますが、このような深刻な事態ということについて、現年の分はまた滞納になっていく可能性は、町税、それから国保ともにあると思うんですね。だから、そういう点からどう対応するかを説明いただくのと、それでないと実際の今後の収入見込みというのは立たないだろうと、こういうふうに思うんですね。そういう点ではどう対応するのか説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、退手の方の男女の人数ですが、女性の方が4名でございます。

それと、統計の方の調査員、事務補助員の人数の関係ですが、ちょっと今手許に資料がございません。

それと、徴税関係の今後の対応というんですか、そういうことでございますが、17年度に収税対策室というものができまして、この17年度におきましては差し押さえとか競売に係る交付要求とかといったものをさせていただいてまして、これからそういったことにも力を入れて努力をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） 排水対策の特別な補助ということでございます。県の補助金でございますけれども、この排水経費に係ります補助ということなんですけれども、現実的には産業振興の分野にも入っておりまして、排水対策だけの補助ということじゃなしに、そういう皮革産業の振興に係る補助という形にも対応しております。要するに皮革産業の排水関係、前処理場だけではございませ

んし、やはり県の兵庫西エースの建設等々も  
ございます。そういう分につきましては県も  
相当の補助も対応していただいておりますの  
で、そういう分につきましてはやはり県の方  
もそれなりの責任は果たしていただいとる  
という部分もあろうかと思いますので、ご理  
解をいただきたいと思います。

それから、福井大池の関係でございます  
が、先ほど申し上げましたように、県が今回  
その設計等のものを地元で提示をさせてい  
ただいて、地元からそれではやはり困るとい  
うことで、あくまでも地元の要望を入れた  
一つの設計をつくり直すという形になります  
ので、次年度におきましてはその要望をすべ  
てクリアをして事業を実施するということにな  
りますので、次年度では要するに工事に入れ  
るということで思っております。

それから、まちづくりの補助金の関係でござ  
いますが、従来はその準備会等には県のアド  
バイザーの派遣のそういう補助がございま  
したんですけれども、まちづくり協議会に対  
する補助というのが今回新たにメニューがで  
きまして、それに対応が図れるということで  
今回町単経費を省きました分を減額をさせて  
いただいております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたし  
ます。

揖南消防事務組合での負担金のあり方で、  
財政調整基金との関係でございますが、17年  
度当初予算編成に際しましても組合の中で検  
討されましたところでございます。これにつ  
きましては、市町合併、また揖南消防の将来  
を考えた場合に、基金で持っておる財政調整  
基金の有効活用について検討した結果、それ  
ぞれの構成市町に清算して新市に引き継がな  
いという考え方から、解散までに清算しよう  
という方針になりました。この当初予算の編  
成当時から、それぞれの負担割合に相応する  
額が繰り入れによりまして減額となったもの  
でございます。そういうことで新市に引き継

がないという大前提から、従来の負担割合か  
ら調整基金も17年度に清算できておるとい  
うことで、この手法が適当であろうと思っ  
ております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませ  
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ  
れで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

（「挙手こっち」「手挙がってます  
よ」の声あり）

手挙がった。

（「うん、16番」の声あり）

訂正します。

討論はありませんか。

16番桜井公晴議員。

まず、原案反対の方の発言を許します。

○桜井公晴議員 私は再度発言してと思っ  
たんですが、やはりこのような補正予算で一応  
これが最終補正になると思うんですけれど  
も、先ほども言いましたように徴税体制、い  
わゆる収納体制全体が、強権発動の問題はや  
ろうというようなことも今答弁がございま  
したけれども、再度言いますが、今の生活実態  
の中では本当に納めようにも納め切れない人  
もおありだと。そういうことには、やはり血  
の通った収税対策が必要かと思いますが、そ  
うでない者も一定いるだろうと。しかし、そ  
れらについては十分調査の上でしっかりと収  
税に当たらないと、本当にまじめに苦しいな  
がらも納めている人たちにとっては大変な不  
公平を生じさせていると。ただ、管理をする  
部門ができたから、部署ができたからそれで  
終わりではないはずで。これまでも本席  
でも、また委員会でも言ってきておりますよ  
うに、必要な構えと対応というのが、町長を  
始めとして町の幹部がどれだけこのことに意

を持って対応するかということがなかったら、私は解決でけへんと思います。それがいまだに見られない。残念ですが、そういう状況だと思うんです。そのことに対して当たる対応も見られんことには住民も納得しないだろうと、このように考えます。そういうことで本補正はおかしいと思います。

それからあと、収税関係では、国保のことは国保のときに言いますけれども、これも同じ面がございますので、しっかりと踏まえて対応すべきだと、このように考えます。

それからもう一点は、揖南消防関係のこの清算は先ほど来質疑させていただいておりますけれども、負担割合によってといいますが、建設段階から整理をしまいいりましても、太子町が不利益をこうむっているという結果だろうと思います。新市に引き継ぐために合意に達した、それは2町の構成町があったわけですから、そうなっているのが現状なんですけれども、これでは追従型といっても仕方ない内容ではないかと。このことを述べまして、2点について主張し反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第2号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別

会計補正予算（第4号）

○議長（佐野芳彦） 日程第2、議案第2号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 さっきもちょっと討論等でも、また質疑の内容でも言いましたように、本補正は歳出に対して歳入が不足をすると、こういうことで一般会計その他繰出金、いわゆる国保側からいえば繰入金990万円で財源調整がされているわけですが、これにつきましても今先ほど言いましたように、1月エンドの状況が収入未済ということでは3億6,458万5,768円ですね。調定額は9億2,828万3,475円ですから、今の収納率は全体で60.7だという現状ですね。

これを見てもみますと、2億900万円余りの現年度の収納率が71.7ですから、現年度でもこの今の国保の高い国保税の加減から見れば、納めるには納めにくい人たちがたくさんいらっしゃるだろうと。いや、中には一般会計で言いましたように悪質な者もいるだろうということなんですけれども。3割近くの人たちが現状では、1月エンドですからまだ入るものがあるんで、ここではさらに上がってくると思いますけれども、2月、3月、4月、5月で上がってくるんだと思いますけれども、2億900万円が全額収納されるとは今までの経過から難しいと思うんですね。それに対していかに対応するか。ましてや滞納繰り越しの分、未収は1億5,500万円余りですから、これらのことについてどのように、運営主体としてどのように責任を感じておられるのか。しっかりと説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

現在年度中ということで、2月の付加もま

だ含まない状況でございます。現在の年度の
収納状況について私ちょっと手許に資料を持
ってなかったもんでなんですが、一般的な答
弁でお許し願いたいと思いますが、今後年度
末を控えまして、出納整理期間を含めまして
徴収率のアップには努めてまいります。

これについては保険が皆さんで支え合う制
度ということで、いわゆる滞納をなさる方
の中には本当に困っておられる方もあるか
と思います。

また、今は元気でお医者さんとはご縁がな
いから保険に対しては、保険証は持ってるけ
ども、発行をしてもらいたいけれども、もう
お世話にならないというふうな体力に自信の
あるような方も中には含まれておられます。

また、実際困っておられる方については、
納税相談の窓口を常時設けておりますので、
そういった方々がございましたら相談に乗っ
ていただきたい。事情によりましての分納と
か、そういったことも考えさせていただきな
がら、年度末精いっぱい徴収に努めてまい
り、できるだけ徴収率のアップに頑張りたい
と思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 後に私は税を引き上げよう
なんていうこと、引き上げはやむを得んところ
は引き上げないといけないところはあります
よ。私も何も全部上げんでよろしい言うてる
わけじゃないけれども、こういう実態を残し
て上げるとは何事やと。ほいで、運営主体の
責任は大きいですよ。違いますか。例えば先
ほど収納未済で4月、5月まで頑張って、2
億900万円が何ぼ減って、滞納累計の1億
5,500万円が何ぼ減ることになりますか。新
年度でも、たったの3,000万円しか滞納を組
んどらへんのですよ。そのために税を引き上
げなあかんと。それから、収納率も93でした
かね。その程度でしか見てない。残り分はみ
んな納める人に負担かけると、こういうやり
方は許しがたいですよ。運営主体の責任はそ
こにあると思うんです。その点どうですか。

あと、これ見込みは、私何回も説明したか
ら、未収はこういう状況やと。2億944万
8,000円、それから滞納分で1億5,513万
7,000円と、これがどう変わるか。その辺の
ことも含めて。相談に乗っとりますとか、あ
るいは元氣やから医者とは無縁なんやと、そ
ういう人が何人いるか。実際は、この税が本
当に高い面でそれぞれ納めにくい実態にあ
る。それにさらに引き上げようというところ
にまた問題があるわけですけども、こういう
実態を放置してそれはないと思うんですが、
対応について再度伺います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたし
ます。

保険制度でございます。加盟されておる方
はそれぞれの能力に応益また応能に応じたご
負担願うのが大原則でございます。そして、
健全な運営をさせていただくのが行政の課題
でございます。こういった中で、納めていた
だいてない方についてはそれぞれの事情があ
りのおようでございますんで、それらを踏ま
えまして、できるだけ完納していただく、本
来の姿に近づくように今後頑張っていきたい
と思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これはもう皆保険、国民皆
保険で出発した制度ですから、社会保障的要
素なんですよ。だから、国の責任も出てきて
るんですよ。何も保険保険という問題と違う
んです。国庫支出金で当初は45%対応しとっ
たんですよ。それを国が次々引き下げて38%
まで引き下げて、その結果全部だれに來たか
というたら、運営主体と。運営主体の市町村
も困るから、今度それは当然のこのように
保険や保険やと言うて加入者にどんどん
どん押しつけるような形をとっている制度な
んです。だから、国に対する要求も当然しな
がら、運営主体の町としてもしかるべき、も
ちろんこの制度減免以外の減免もよく整理を
検討して対応しながら、不公平が生じないよ

うに収納に当たる。これが制度でしょう。何も保険や保険やという大上段にかざす必要もないし。それ、町長どういうふうに対応してんですか。一担当部長の問題ではないと思いますが、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 税にしる、住民税にしる、この国保税にいたしましても、当然のことながら応能益の関係で納税いただくのが筋合いでございます。私どもも何もこの滞納をほかすというような気持ちは毛頭ございません。精いっぱい徴収に努めているところでございますが、やはりこうした滞納が多くなるということは景気の動向もあると思います。その中で、やはり納税相談等々も開催いたしまして、また保険証の支給のときに、保険証を渡すんじゃなくて、滞納者には証書ということで、その都度交付し、また窓口での対応もさせていただいております。そうした関係上これからは、やはり今おっしゃっております収税力の向上、これはもう私ども、すべての面で100%納めていただければもっともっと楽になるなというのは十分もう承知いたしております。そうした点、収税面で力を入れていき、今おっしゃってます悪質滞納者等々は差し押さえるやむを得ないというふうに思っております。今後とも強硬な手段で徴収に当たっていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第3号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（佐野芳彦） 日程第3、議案第3号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 介護サービス費関係の3,111万9,000円の減額で、訪問介護、通所リハビリ、短期入所、生活介護などの利用見込みの数の減少ということで減額になってるわけですがけれども、制度を使おうにも使いにくい、そういう中でのこういう実態ではないかと。全部じゃないですけども、そういうことについて、それぞれ訪問介護、通所、短期入所等について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） このたびの補正にかかわる関係で、私どもの方の担当の方にも制度の使いにくさというんですか、そういったニュアンスの苦情等は届いてないように聞いております。実際として被保険者の方のサービス利用が少なかったと、また家庭の事情、また健康上の状況等々が影響したものと判断をいたしております。

こちらの中で3,111万9,000円の減額をお願いするわけですが、減額の主なものといたしまして、訪問介護、ホームヘルプでございしますが、当初は延べ1,164人の利用を見込んでおりました。17年度中の見込みとして1,038人の利用に終わるようで、ここで404万5,000円の減額をお願いいたしております。

そして、訪問入浴、詳細では申し上げておりませんでしたが、訪問入浴の方では当初84人利用を見込んでおりましたが、57人の利用になる見込みでございます。

それから、訪問看護、これにつきましては588人の利用見込みを立てておりましたが、453人の見込みに終わる予定でございます。

それから、通所リハビリ、これについては当初504人の見込みを立てておりましたが、411人の利用見込みとなる予定でございます。

それから、短期入所、生活介護、これについて802人の見込みを立てておりましたが、754人の利用となる見込みでございます。

そして、短期入所療養介護、こちらの方につきましても当初54人の見込みを立てておりましたが、16人の利用になる予定でございます。

そして、特定施設入所者生活介護、いわゆる有料老人ホームでございますが、こちらについては126人を見込んでおりましたが、94人の利用という見込みになりましたので、介護費用の補正を今回お願いいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第4号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第4号平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第5号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第5、議案第5号平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第6号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

○議長(佐野芳彦) 日程第6、議案第6号平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第7号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(佐野芳彦) 日程第7、議案第7号平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これ

から質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 本会計の使用料ということでは130万円の使用料減額で、一応今後の見込みを立てて6,500立米のマイナスだという収集量で6,500立米がマイナスになるというようなことのために130万円の使用料減額というふうになっているわけでありましてけれども、これの使用水量という点では、使用の工場、企業の実態と、それから押しなべてそれぞれが6,500トンの中に入っているのかどうかということがあると思うんですが、今後の見通しを含めて説明を求めます。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山口静哉) お答えをさせていただきます。

まず、前処理場の使用料の関係でございますが、実態を申し上げますと4社ございまして、そのうち2社がほとんどこの使用料という形になります。

今回補正をお願いしておりますのは、今までの水量の実績を見込みまして、12月までに4万2,000トン余り、約4万3,000トンほどになるわけでございますが、その後1月、2月、3月分をそれぞれ見込みました。最終的には5万4,000トンという見込みを立てまして、当初の使用料から130万円の減額をお願いをいたしております。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 何回も言うわけですけども、この使用料そのものはトータルしても1,200万円ですね。もう大した額じゃあないわけです。全体の運転経費から見ても占める割合はわずかなものでありますが、これが今後どういうふうにこの前処理場使用がなっていくのか。企業の側もそうですけれども、水使用が減れば、このわずかなものまで減ることになり、するわけですけども、それらの見通しを言う 겁니다。皮革産業、企業がどういうふうに、これまでもいろいろ説

明がありましたけれども、会計運営上は住民のこないな負担を私はせんでもええと思うとるんで、これらの財源をほかへ向けると何回も言うんですけども、これがどういうふうになっていこうとしているか、それらについて町はどう考えとるか、説明を求めたいんです。水の見通しは立ちました。そうじゃない方。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） お答えをさせていただきます。

まず、この処理場につきましては、もう経緯経過は十分ご承知をいただいと思うんですけども、当初はやはり7社程度ございまして、その処理を行っていったんですけど、現実的には今、先ほど言いましたように2社がほとんどの使用料でございます。

当然企業としてそれぞれ事業を営んでおられるわけですから、我々がその事業にとやかく言うこともございませんし。ただ、話の中ではやはり企業の転換を図りたいとかというお話もあるわけですけども、現実的にはやはり本人さんの意思という形になろうかと思えますので、我々はそういうところまで踏み込んでお話しできないという現状でございます。やはり町営の一つの処理施設でございますので、町が、流す人があればそれは当然処理をしていくということになるわけですけども、現実的には運営費を見ますと相当非常に高い運営費で処理をしておるような現状でございますし、当然町の繰入金をお願いしてやっと運営できるというなことでございますので、将来的に我々がこの施設はもう取りやめしてしまうということも言えませんが、今の施設が当然使えなくなった場合にはどうするのかということになろうかと思うんですけども、それは県と今もう話もさせていただいておりまして、直接流入させていただくような方法も将来的にはとればと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第8号 工事請負変更契約の締結について（山田地内下水道管布設工事（その1））

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第8号 工事請負変更契約の締結について（山田地内下水道管布設工事（その1））を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この工事請負契約の変更契約については、いずれも2件とも減額なっていますが、その1は山陽建設工業の請負でありますけれども、ご案内のとおりこれもその当時に指摘をしているわけですが、予定価格8,060万円に対して7,770万円ということで、これは96.4の高値落札になってるわけですね。次の建翔に係るものについては97を超えた落札率だと。いずれも高値落札を構成しているわけですが、この精算に当たる面から見ますと、減額の場合は多分この落札率をそれぞれ掛けて増減額、いずれ

もその当時の契約率を掛け戻して調整を
と、精算をすると、こういうことだと思
うんですが、要因の説明はございました
ので、減額になってんのに何で聞くんや
ってということもありますけれども、そ
の高値落札の要因をつくっている今の
入札制度について、これはどんな場
面でも私は伺いたいと思ってますの
で、この変更契約に当たってもその説
明を求めたいと思うんです。指名競
争入札よりも、事前にわかった関係業
者になってくると、非常に談合もしや
すいし、ほいでまた最低制限価格を
公表している関係で、当局はよく類
推をされると。いわゆる予算を積算
してそれぞれ出しますと予定価格が
類推されるからという説明をよく何
回も繰り返してんですが、これこそ
類推の最たるもので、事前に談合も
しやすいものであるということが結
果として本件では96.4%、次の議
案第9号では97%と、こういうふう
な異常な高値落札に結びついてお
ると。この改善こそが大切であると思
うんですが、その説明を求めたいと思
います。私が言ったことで精算方法を
間違っていたら説明してください。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） 今回の
変更に係ります今の落札率の調整の
関係でございしますが、要するに入
札しまして工事に入ります。当然、
変更等が発生しますと、その当初の
落札率によりまして、増減に係りま
す分については率を掛けてそれぞれ
変更をさせていただいております。

制度につきましては、総務部長の方
から説明申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 高値落
札ということでございますが、高値
落札につきましては、結果として
そういう数字が出てきたということ
でございます。

そういう改善としましては、今後
一般競争入札、指名入札すべてを
含めまして各関係課、指名委員会、
そういったところで検討する必要
があると思っております。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公
晴議員。

○桜井公晴議員 昨日、揖保川町
では前助役が逮捕されると、こう
いうことになりましたが、それは何
かといいますと、これまでも担当
課長が逮捕されるということにな
ったように、また本町でも前助役
が逮捕される。その要因は、予定
価格の漏洩、また漏洩に係る贈
収賄であったりするわけですね。

あちこちでこういう事件が頻発
をしないと、これらの実態は揖保
川町の例をとって見ても、指名委
員会の委員長であると。そうですね。
ここもそうでしたな。助役がその
立場ですわね。その立場の者が入
札を執行したり、また内容を承知
して漏らしていったりすることが
結果として異常な高値落札を生
む。

指名競争入札という方法を揖保
川町の場合はとっておいた。予定
価格も公表してない。事後公表も
してない。そういうようなことの
結果が今あらわれてきてるんだ
と思いますが、本町の場合は予定
価格の事後公表を行い、かつ最
低制限価格の事前公表を行って
ると。制限付きの一般競争入札
やということで、揖保川などとの
差異はあるんですが、なぜ私が
指名競争入札と変わらない、むしろ
現にそれだけの資格者は指名す
るのと同じだと、事前に段取り
よく仕事を回せるようなことも
できるぐらい。

指名競争の場合は事前に指名を
受けないと参加できないわけ
ですが、制限付きのごくきつい
制限をつけたら、揖保、太子
という形で制限をつけると、実
質的にはもう指名競争入札と同
じだと、内容的にね。そして、
最低制限価格を公表しますと、
おたくがよく言う類推類推も
もう最たるものが出てきて、結
局は高値落札に結びつく。こ
ういうことがあるんじゃない
ですか。

先ほども入札の結果っていう、
そんなものと違いますよ。もう
ずっとですから。それにどう
メスを入れるか。ほたら、もう
本則の全面的に一般競争入札
を実施することやと。ほいで、
最低制限価格も制限価格あり
に戻す、

もしくは制限価格を撤廃する。相生は、やめてからまた戻しとるそうですけど。それもいろんなことを自治体はやるもんだと思いますけれども、制限価格を撤廃してまた制限価格を戻しとるというようなこともあります、絶えず変えていってるといようなこと。

それから、一つの仕事を受ければ、次の入札には参加できないような条件をしているところが、もう上ではありますね。何回かここで紹介しました。いろんなことをやっていかないとあかん。その辺を含めて、高値落札にならない、そしてまた公正な、透明性があって競争性が確保できるような方向にしないと、住民の血税を使うわけですからね。その点どう対応するか、再度説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 助役。

○助役（八幡儀則） 入札制度にご質問といいますが、そういうことでございましてご意見いただいとりますので。

太子町としては最低制限価格を公表しております。これについては、他市町でもあるところはあります。

予定価格についてもいろんな考え方があるうかと思いますが、予定価格を事前に公表しているところもございます。今お尋ねの制限付一般競争入札あるいは指名競争入札でございしますが、制限つきの場合にいろんな意味で制約が限られているからといううなご質問でございしますが、これはほかの団体でもしているところもございます。ただ、しておりますが、現在太子町としても、先ほど議員がおっしゃったようなこともありましたので、先ほど総務部長が申しあげましたように、制度については指名委員会のメンバー等でそういったことは今後検討する必要があるというふうに考えております。

価格について議員の皆さんは皆ご存じだと思いますが、再度確認のため申し上げますが、設計価格はございます。設計価格については、指名委員長である助役ももちろん知っております。

予定価格につきましては、何回もここで申

し上げておりますが、助役という立場は入っております。当日、担当課長と町長でしまして、その入札の現場で開封した状態を、執行という立場で私入っておりますが、助役の立場ではその場で予定価格がわかる状態でございます。

そういう意味で前に役割分担といううなことも申し上げたところでございますが、新聞でいろいろ出ておりますように、指名の立場の者がどうかといううなニュアンスの新聞報道もありますが、こういうことも含めて、あるいは先ほど議員がおっしゃった制限つきの中身といたしますか、そういったことも考えていく、あるいは最低制限価格、予定価格の公表についても、いろんな意味で検討する必要があるのかなあというふうに思います。

どこの市町村も、この制度の改革についてはいろんな意味で苦勞されております。太子町としては、この辺では先端を走っているように思いますが、しかしこういうことが起きましたので、再度制度については検討をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

5 番中井政喜議員。

○中井政喜議員 じゃあ、失礼します。

ちょっとだけ、この工事の関係で、変更が非常に大きく出てるわけですけども、山田地内ということは非常に難しい地理的な状態にあるということは認識するんですけども、この下水工事は今年度で最後ということで、今後こんな大きな変更点が出て問題点を残さないかなということを非常に心配をするんですけども、この辺の変更に至ったその辺の経過というんでしょうか、具体的な説明をいただきたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） お答えします。

まず、変更関係でございますが、これは詳細の方でも申し上げたんですけれども、この図面の黄色い部分を取りやめをいたしております。これが116メートル余りあるわけですが、これはちょうど営業車が数多く通るということで、将来的にそこに入れておきますと要するに管路が傷むこともございますので、これを取りやめまして、当初に旧国道の方に今既に管は入れとるわけですが、そちらの方に持っていけばいいという形で。それと、逆に今度2号線、旧2号線ですが、そここのところに布設替えをして、その部分を取りやめて今回この減額に至ったということでございます。ですから、将来的にやはりそういう工事の施工に当たりまして、そういうことができましたので、変更をさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 以上に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（山田地内  
下水道管布設工事（その  
2））

○議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第9号 工事請負変更契約の締結について（山田地内

下水道管布設工事（その2））を議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 参考資料に基づき質問をしたいと思います。特にこの山田地内の村の中のこの水色の部分、地図からではもう本当にこのように水色がたくさん要るのかなと思うのですが、この水色の部分が増えた、すなわち追加になった要因の説明を求めたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） お答えさせていただきます。

まず、水色で、これはあくまで施工の追加箇所でございますけれども、それぞれ個人のお宅まで管をもう引っ張っていくわけですが、当初はやはり公共枳と、一番端のおうちなんですけど、公共枳を設置する箇所がある程度前もってお聞きするわけですが、現実的に工事に入りますと、場所が変わったりとかそういうことがございまして、管路をそこまで持っていくような状況で増えるということがございます。それがほとんど主な増えた理由でございます。

特にバイパスの下部分でございますが、当初はこの方につきましては、要するにそこまで持っていく予定はございませんでした。本人さんがどうしてもつけてほしいという要望がございましたものですから、今回そこまで延長させていただいております。これが大きな理由でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について

○議長(佐野芳彦) 日程第10、議案第10号町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 寄附採納により認定する路線がありますが、これはどこから寄附採納があったのかということと、それから総合公園の整備に伴い廃止する路線なんです。これは廃止されることによって今後どのようなになるんですか。例えば柳の方がお墓へ行くために残っていた道ではないかなと記憶するんですが、そこらあたり柳の方とどのように話し合いされたのか、説明求めたいと思います。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山口静哉) 寄附によります採納につきましては、県住のあのちょうど西側の道路でございますが、これは当初開発されましたサンホームが所有されておったんですけれども、今回サンホームの方が会社をやめるといふふうになりまして、それで会社の方から町の方に寄附採納したいという申し出がございまして、それを受けさせていただいております。

それから、柳の総合公園の中の旧柳松ケ下

線ですが、これはもう今既に現状は道路としてはございません。今、柳の方もそれはもうその当時に工事の中でそういう状況があるということは十分ご承知をいただいておりますので、今回廃止をさせていただくことについて地元とは協議はさせていただいておりますし、今後は新しく柳池の方を回って行っていただくような状況になるかと思うんですけれども、現実的にほとんどの方が車で行かれるような状況ではないかなと、このように思いますので、今現状はですね。ですから、この道路を廃止させていただいても現状は変わらないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(佐野芳彦) ほかに質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 同じ総合公園内のこの道路で私も質問しようと思ったんですが、この地図で行きますと、柳池から墓地のところはもちろんそうですし、柳に向かって行く旧道、それから実際はこの柳池のところから直接池の北側を通って、ヒル池公園のもうちょっと南で、この法線に沿って松ケ下への、いわゆる昔の幹線道路があったんです。現状それらの道は山林の、総合公園内ということではなんですけれども、新しい道をつけたからそれを廃止してしまうっていうような、それぞれに地権者があり利用しているところがあるわけですから、廃止の路線というふうにはならない部分もあるんじゃないかなと。かつてはこれらを町道として利用し生活をしてき、また交付税の算定基礎にもなってきた道です。それらが廃止で荒廃してしまうことは利便を損ねるということもあるので、そのことも含めて対策、方針があつてしかるべきだと思うんですけど、その点特に廃止についてはそういうことに留意をしとらんといけないと思うんですけど、いかがですか。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山口静哉) お答えをさせていただきます。

まず、この現状を見ていただければ十分ご承知をいただくと思うんですけども、今現状はこの道路は既にございません。あくまでもグラウンド等になっておりますし、その現状として今道路がないということもございますので。当然、この総合公園の建設段階でそれぞれそういうものにつきましても地元の方にも十分説明をさせていただいておりますので、現状ないものを町道として置くということも不合理なことがございますので、今回廃止をさせていただきとるということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 公園内はありゃしません。そこを通ったらええんやからね、通ろうというのは。そういう、しかし水路もここはあるんですね。青線がね、もっと北にね。だから、それぞれ生活の中でつくってきたところであるし、それは必要なもの。

非常にこれによって不便にはなっとんですけど、町が購入した用地の中にあるもんやからそういうことになるんですけど、本来ですと先ほど言いましたような池の北側、この新しい4メートルの環境センターの北の道じゃないんですよ、もともとの道はね。わかりますかな。だから、そういうことを言いよんです。

それは山を管理したりいろいろとする上で必要な道路が荒廃してしまうようになってしまふ。どうしても、それは勝手にあんたらが地域の者が管理をすればいいじゃないかということなんですけど、現実的にはやっぱり数が通る、今は車両ですから、それらのもともと車両が通らないような道路でありましたし、その廃止というのはより慎重でなかったらいけないんじゃないですかというて聞いちゃいますわ。もうこちらの方なんかは、まだ実際の道はこうなったためにひどくなっちゃったんですよ、残ったところはね。それを言いよんですけどね。それも生活道路なんですよ、基本的には。歩いてというたら、それの方が

よっぽどええわけですから。わかります。自動車はこうなるけど、歩くのは違うんですよ。歩く者の道こそ大事なんですよ。昔から歩いて生活してきたんやから。何も車両のことだけ言うものではないなと思うんで言いよんですけど、いかがですか。道路とはそういうもんです。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） お答えさせていただきます。

この町道につきましては、従来は農道的な要素が高かったと思います。

（桜井公晴議員「違う違う」の声あり）

現実的には当然つけかえとかいろいろなことに対応するというのが本来でしょうし、当然この公園を要するに設置する場合にその当時の話もそこで地元とは十分話をさせていただいておりますので。ただ今、柳池の堤体を通して墓場に行くという道路はまだ現状としてあるわけですが、あくまでも目的はそれだけになってまいりますので、それをつぶすということは行いませんけれども、町道としてはその部分だけが残るということになりますので、今回それも含めて廃止をさせていただきとるということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後1時00分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第11 議案第11号 太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第11、議案第11号太子町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 ちょっと不勉強で申しわけないんですけども、この法律は昭和22年の法律だそうなんですけれども、多分今日までに何回かの改正があったんだろうと思うんですけども、なぜ今この条例の提案に至ったのかというのが、説明の中でありましたけども、太子町内には60以上の自治会があるわけですからねえ。そのうち、これに該当しない自治会もあるかもわからんけれども、実は合併問題の花盛りのときに、今言う各自治会の公民館用地が町名義になりましたわねえ。なりましたわねって、希望があったらということで。そのときに仮にこういう話があったら、ひょっとしたらこういう条例を適用して、ああいう仕組みにはならなかったかもわからんし、あのときにこういう制度があるという説明はできなかったんだろうかなあという思いがするんですけど、なぜ今これをということをお尋ねしたいと思います。

○議長(佐野芳彦) 総務部長。

○総務部長(佐々木正人) この自治法の改正に基づきましては、平成3年に地縁団体の認可ということの内容での自治法の改正がございました。平成3年にありましたので、当然その時点からこういった形はとれるかと思っています。ただ、今回出させていただきました

のは、平方と松尾という2自治会におきまして認可申請も今現在平方の方からは出ております。それに基づきまして今回印鑑条例を上げさせていただいたということでございます。

○議長(佐野芳彦) 9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 今の説明でよくわかりましたけれども、以後そしたら各自治会でこういう制度ができましたよという広報はされるんでしょうかね。

例えば町与の場合、これとは違いますけれども、森林組合ちゅうのをつくってますわねえ。あれとはちょっと意味が違うんですけども、中身は似たようなもんですわなあ。あの制度に乗っかるという、森林組合の場合はね、乗っかるという、趣旨がこれとはちょっと違いますけれども、制度そのものは似たようなものですから、ひょっとしたらこういう制度が新たにできたということをお聞きになった自治会では、ほしたら我々もというのが出てくるかもわかりませんので、広報をどういうふうにやられるのかなあというのをちょっとお尋ねします。

○議長(佐野芳彦) 総務部長。

○総務部長(佐々木正人) この自治法の改正を受けまして、認可団体につきましての説明は平成3年にやられております。今後のことにつきましては、平方の方からこういった手続もされておりますので、連合自治会とかそういったところでも説明をさせていただきたいと思います。

もともとこの地縁団体というのは、目的がその特定の目的を持ったところではだめだということでございますので、森林組合、そういったものは認可団体としての認可はできないということでございます。

○議長(佐野芳彦) ほかに質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただ、今入会権とは違うというのはそうなんです、この地縁団体に関係するものについては、最低限規約を持って

おらないといけないし、またその地域に居住する者はひとしく平等に扱わなければいけない、さらには自治会ってというのが加入脱退自由というようなことだとか、いろいろたい上げた規約が前提となるんですけども、それとあわせて法人ですから一応決算もしていかなきゃならないという点では十分承知されて多分この平方、松尾出とるんだと思うんですけども、その辺の話し合いというのは、まあまあ通常の手続どこともに自治会は定期総会で予算、決算をきちっとやっているから、ほとんどその会議録を調整しておかないといけないとかというのはできると思うんですが、そこらは一応照会があって十分な話をされているんでしょうね。その辺を確認したいんですけども、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 平方自治会につきましては、再三町の方にも来られまして、担当の方と念入りの調整をされております。それにつきましては、自治法上すべて申請に基づくものは地方自治法に規定されておりますので、そういったものに対しまして説明をさせていただいております。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第12号 太子町報酬
及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第12号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 参考資料にもありますように議案第2号につきましては改正内容が書いてあるわけなんです、男女共同参画プランの策定委員会が去年の平成16年9月30日に自動失効したためと書いてありますが、この報酬についてですが、例規集を見ますと、その他の金額のところ、委員その他のところで、委員長とか委員のところ、9,800円とか9,300円と書いてある日額の部分があるんですが、その話というんでしょうか、金額的にそういう話は出なかったのか、お伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 報酬条例の中には、金額を設定した部分とその他委員という区分けをしております、金額を設定する場合は、特別なそういう何か専門的な知識のある委員会につきましては金額設定を行っております。それ以外は非常勤の特別職として、その他委員共通でございます。

○議長（佐野芳彦） 7番橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ということは、この国民保護協議会の委員には、この考えで行くということですね。確認いたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 委員長9,800円、委員9,300円というランクでございます。

（橋本恭子議員「わかりました」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

んか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この中で一応、先ほども出ました男女共同参画プランという、もともとこの男女共同という点ではどこまでプランがあって、またつくって、それに基づいてどういうふうな前進が見られるかっていうことが総括されないといけないと思うんですけども、その辺はうたい上げて鳴物入りで来たんですけども、その条件は整ったんですかね。その辺いかがですか。

それから、後に出てくる国民保護協議会、先ほども問題でありますけれども、これ自体がテロやとか、あるいは非常事態を想定して取り組むていうようなことなんですけども、どこの自治体でも国家の指揮のもとに住民組織がかつての戦争のときのように振り回されるというような、この協議会の性格はそうなんですけども、そんなんここで想定しているやっていく。一方で、後の条例でも聞きたいと思うんですけども、災害対策がそれで行けるんだろうかという心配のとも、あっちこっちで同じようなことをしてるところでは出ているようです。それらについても、ここでも少し伺っておきたいので説明を願いたいと思います。

これらの組織は、本部長などは出し、それからこの委員には結局のところ公募の委員がなるようなものではないと。そしたら、今進めていってることとは矛盾をしてくると思うんですね。公募していろいろやっていく。住民の各種の意見を、各層の意見を聞いていくようなこととは矛盾もしてくるんですけど、その点も含めて報酬対象委員にしていいいかどうか、伺いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、男女共同参画プラン策定委員会の自動失効でございますが、これにつきまして男女のプラン策定ということを前提としておりまして、それができれば委員会は解散ということでございます。その活動につきましては、今後も続けて

いくということでございます。

それと、国民保護協議会でございますが、これにつきましては防災の方は防災会議がございまして、これはあくまで住民の避難に関する事項、避難住民等の救援に関する事項、そういったものをあわせて策定するというところの協議会の方でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 本条例の改正につきましては、県の要綱等に準拠するというような説明で来ているわけですが、4条関係で所得制限の問題が出ておりますが、養育者の前年所得が前々年の所得ってことで変える場合は、県の要綱といえども、これによって受給権者にとって改正前と改正後というふ

うに変わってくるのか、説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

今回の4条の改正でございますが、旧条例ですと所得の把握の時期を明確にしてなくて事務運用上やっておったので、今回条例に明記させていただきました。つまり、年度の1月から6月までについては前年所得が確定していないので、前々年度の所得で判定をさせていただくという従来どおりでございます。この改正によりましては受給者に対しての扱いについては変更ございません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第14号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第14太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この保育所の設置に関する条例につきましては、指定管理者ということで、一般質問でも伺ったわけですが、特にこの期限がついてくるわけですから、指定管理者とのいわゆる約束が切れるという場合のこともありますし、それらに関してそれぞれ働く者のいわゆる労働条件にも大きく絡んでくること、それらについては、また指定管理者がいわゆるだれでもできると、さきにも言いましたように、町の特別職にある者の家族とか、あるいは議員の家族とかというのも皆できると、いろいろ問題を起こすというようなことも想定できますので、これらについては任意規制をやっているところ、いろいろあるということを紹介しましたがけれども、それに対する対応について説明を求めたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

この指定管理者の今回の議案については、提案説明によりましてご説明させていただいたとおりでございます。この保育所事業をやっていく上では、このたびの件については指定管理者の手続等に関する条例の第4条に基づきまして、管理者と町との受託協定を結ぶわけですが、この中で期間、管理業務内容、また事業計画の概要、事業報告、管理費用の負担のあり方、また指定の取消し、業務の停止、個人情報の保護、また運営委員会の設置、また町からの指導、監査等を協定の中に入れさせていただく予定でございます。そして、この解約、また満了の際のあり方についてもこの協定の中にあわせて織り込ませていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 23号のときにも伺おうと思ってることなんですけど、やはりここが根拠規定になりますよね。根拠というのは、指定管理者との関係は23号なんですけども、ここ

で可能とする規定の追加がここに、いわゆる太子町の保育所設置に関する条例の中にうたわれてきますので、ここでちょっと伺いよんですからね。だから、これは初めてこの施設を実質的には太子町で初めて指定管理者にゆだねる施設としてここにうたい上げるというのが趣旨になってますので、伺ってるんですけども、後のときにも伺いますけど、いわゆる町長の承認を得て行うということに出てくると、それから保育所という性格からどこにどういうふうにしていった方がいいのかということも公設公営、公設民営いろいろございます。そして、この中に幼稚園を保育所に変えて児童福祉施設にすることがひいては将来にわたっていいことなのかどうなのかも考えないといけないと思うんですけども、これで待機児童も解消でき、万全と思われませんか、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

このたびの18年9月オープンの段階では、定員60に対して、年度途中でもございまして、40名の受け入れということで、スタートを予定させていただいております。

今回、新設することによってすべての待機児童が解消できるかということにつきましては、これについては保護者のご意向が大きく働いてくると思います。いわゆる町内の例えば既存の施設でないとだめなんだと、その園以外は行きたくないんだと、希望される園においていわゆるその年齢時の定数が基準で決められておりますんで、それに合致しない場合にはほかの園に回っていただくことはできませんか、石海保育所もできましたよということを言いますが、そういったことでも、いや、やはりこの園の兄ちゃんが行かれた園がいいんだということになりまして、保育度の高い方から入所さすことになりますんで、100%の待機児童の解消には、そういった事を考えますと、図れないのも現在覚悟いたしております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 この条例案では、指定管理者制度を、また9月の開所ということをやられておまして、皆さんご存じかと思うんやけども、今政府で地域子供園やったかな、仮称で、子育て支援ということで、幼・保一元化でやりたいと、そして10月施行を目指すというようなことが近々閣議決定されるという話が新聞やテレビで出てますけど、そういう話はご存じでしょうか。また、情報入ってるんでしょうか。

それで、仮に指定管理者制度ですから、あの制度はどうも県知事の認可制度になるようなんで、多分そういうことを目指してこういうあえて仕組みになさってるのかなという気がしたんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

ご質問の趣旨は、現在国の方で検討されてます幼・保一元化の施設、新たなる、保育所のように保育の欠けるということを取っ払まして、年齢だけの施設を想定した事業を考えて、現在17年度モデル事業でやってるということ、また今後本格的という事業のご質問と思ひまして、お答えをさせていただきます。

こういった事情については、私どもも行政情報として、またマスコミからも情報を収集いたしております。現在のところ、太子町では保育所の待機児童の解消がまず先議の課題として取り組んでおりますんで、この現在国で検討されてます事業については今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 8条の3項の考え方で、職

員については指定管理者が、休所日、保育時間については町長の承認を得て指定管理者が決定できる旨を規定と、こうあるわけなんです、このようにしたのはどういうことなのかの説明を求めたいと思います。確かに保育所の職員まで太子町長が口出すのは、これはおかしいのはわかるんですが、休所日や保育時間はそちらの方にすべてお任せするべきだと思いますが、あえてここに町長の承認を得てという部分なんです、入れた理由の説明を求めたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

この園につきましては公設の民営ということで、設立者はあくまで太子町でございます。こういった中での運営の根幹に係ることについては町長の承認を得てという、こういうことでうたわせていただいております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第14号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第15号 町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第15号町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 これはもう考え方一つだと思うんですが、実は行財政改革の中で参考資料にもこうありますように、兵庫県や近隣では節目支給というふうなことがうたわれてる中、従来どおりの養老金の支給にするようにされたわけなんです。ただ、額は7,000円が3,000円、1万円が5,000円と少なくなってきてるわけですが、冒頭言いましたように、考え方なんです、近隣は節目ですけども、太子町あえてこういう従来どおりを続けるに至った経緯の説明を求めたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

見直しをさせていただく段階で、他団体での状況も調査をさせていただきました。考え方といたしまして、毎年の敬老の日それぞれの皆さんが1年の節目ということで、敬老の日をお迎えいただく、このことに対して長年にわたり社会に貢献された方々をねぎらうということで、敬老の日にお祝いを毎年させていただこうという考えでございます。

高齢化社会とはいつつ、年齢的にも一方では、70の7の喜寿から米寿に、88歳になれますと、人数的にももう3分の1以下になれる寿命でもございます。こういった中で毎年お祝いしていく方がいいであろうということで、考え方を整理させていただきました。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

13番熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 関連した質問ですけども、今寺田部長のお話は理解できました。ただ、今回の支給額の見直しは減額になっておりますが、先日の町長の説明の中でちょっと気に

なったのは、今回は減額だけ、減額をしますと。ただ、今回はということで、近々またそういう節目に持っていきたいようなニュアンスに私ちょっととったんですが、その辺について、今回の改正については全く問題ないんですが、そういうことを目の前に、節目に変えるという考えがあるのかどうか、これだけちょっと確認したいと思います。これ、町長の言葉だったと思いますんで。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この目的ですね、養老金の支給という目的は、ただいま部長の方が申し上げたとおりでございますが、しかしその中で考えるに当たりまして、今少子・高齢化を迎える時代にこの目的、それが本当にずっと続いていっていいものかどうかというところでも考えるところでございます。そうした中、今回はやはり一度にということもどうかというようなことで、やはり節目節目にお祝いすべきであろうという考えのもとで改正をさせていただいておりますが、しかし今後、そういうことも考え合わせて検討していこうということで、提案説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 何ちゅうことを提案のときから言うところだと思いますね。これまでこの制度で、高齢者はいろいろと優遇されとるように見えたり、お金を持っとるじゃないかと、そういうような形でいろいろ宣伝されるわけですが、この年代の人たちがさらに健康で長寿社会を生き抜いてもらう、そういう励みにもなるのがこの祝い金であると思うんで、それを節目に変えるということは、その間における高齢者を切ってしまうということにもなりますし、この総予算がどれほどかかるものでもないわけですから。昨年度の予算では1,572万9,000円、今年度半減させて803万6,000円に総予算がそうになっておりますし、77から79歳までの方が昨年度は657、今

年度は567ですかね、それから80歳以上が、昨年度の対象では1,183が、今年度では1,273というふうになってきてますけども、そんなに巨費をかけるような祝い金ではないし、この程度のことは節減すれば十分浮いてくる金やし、そんな施策をこのときから節目に支給などというようなことを言うものではないと思うんですが、守り発展させることこそ大事やと思うんですけども、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 考え方はいろいろあると思います。しかし半面、この事業がお祝いの意味でございますし、また半面、今後の老後をもっともっと長生きをして頑張っていたきたいという意味も含まれております。そうした中での取り組みでございますので、一概に生活とかそういう面に関しての支給ではございません。そうしたことを考えて、今のこういう時世の中で、やはり考えるべきであろうという提案をさせていただいております。後の問題は、それはその時期に再度考えて協議しながら進めていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第16号 太子町障害

程度区分認定審査会の委員
の定数等を定める条例の制
定について

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第16号
太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数
等を定める条例の制定についてを議題としま
す。

本案については、3月2日の本会議で既に
提案理由の説明が終わっていますので、これ
から質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この障害程度区分認定審査
会の委員を5名に定めるということなんです
が、5名に定めて本当にこの障害程度認定が
できるほど機能するんですか、その点ちょっ
と伺いたいんですが、いかがですか。機能す
るかどうか。よくわかってできるかというこ
とを言いよるんですよ。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたし
ます。

委員のあり方については、自立支援法の中
で委員の定数について定められております。
あえて上げさせていただいていますのは、知
的、また身体の障害のお方が多い団体におい
ては、5人のグループをその倍の10人にする
とか3倍にするとか、そういったことがうた
われておりますんで、今回条例で定めるとい
うことで、お願いをいたすところでございま
す。

そして、法の趣旨にのっとりまして、現在
委員の候補者としてお願いしておりますの
は、町内の外科医さん、また精神科医さん、
理学療法士さん、保健師さん、社会福祉施設
の職員、この5名の肩書をお持ちのお方と現
在内諾を得て準備をさせていただいておりま
して、それぞれ各委員様からそれぞれ専門的
な判断を仰ぎながら審査会を運営してまいり
たいと思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありません

か。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ
れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第16号
は、会議規則第39条の規定によって、お手許
に配りました議案付託表のとおり福祉文教常
任委員会に付託することにしたいと思いま
す。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、議案第16号は福祉文教常任委員
会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第17 議案第17号 太子町国民  
健康保険税条例の一部を改  
正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第17号  
太子町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、これはさきにも徴税  
の徴収の問題で伺ったときにも、国民健康保  
険については伺うと言っておりましたよう  
に、本当に今回の改正が、合わせて14.7とい  
うのは大幅な改正でありますので、今でさえ  
さきにも紹介したように、今日の時点での滞  
納の状況が現年度では28%余りが未収にな  
るというような形になったり、1億5,000万円  
もの滞納の整理が難しい、今の税ですよ。  
それで、今後もこれによって大きく減免、い  
わゆる法定減免以外の減免制度を設ける、あ  
るいはさきに申し上げた国家の支出を多くす  
るための働きかけをする、そうすることによ  
って国保を安定化させる以外に道はないわけ  
ですけれども、特に今回の改正でさらに負担  
に耐えかねる人たちが出てくる。町長の話で

は資格証で出すんやからと、資格証によって結局医者にかかれずに死んでいく人も生まれていると、そういうような状況が資格証で解消されるわけではありません。

だから、今の法定減免752、7割、5割、2割に加えて町独自のそういうこともやっていかないと、負担に耐えられないような状況がさらに生まれると、こういうことを考えるわけですが、その点に配慮をする必要があるということについて説明を求めることと、それから今回改正理由にしておるのは、7年ぶりの大幅改正だとか、あるいは介護保険納付金の額に対する対応だとかというふうに言っておりますが、きょうの参考資料で出しておりますように、いわゆる税率を改正しないで据え置く場合は1億6,391万2,000円の財源不足と言っております。しかし、先にもちょっと申し上げたように、税収の収納率を、通常は税を定めるんですから100、100は難しいても100が収納できるということにしないといけない。

それから、この中で予算を見えますと、滞納繰り越しで、医療分では3,100万円、それから介護分で110万円しか計上してないんですね。計上してないということは、そういうふうな個々の性格上、出るということをきちっと、出るに対して入るをどう補足するかという形になるわけですから、いわゆる税と療養給付、そして国庫、三本立てが基本的にあるわけですが、その中で税ちゅうところで3,100万円と介護分の1,100万円しか計上せず財政計画を立てる、もともとさきにも言いましたように1億6,000万円近くある、そのものを3,000万円しか組まない、不足して当然ですね。それを全体の税に賦課するというやり方ですから、しんどい人がさらに増えるだけなんです、収入の加減で。だから、それらの計算方式自体も問題だと思うんですがね、その点いかがか。

それから、あわせて国庫に対する45%に戻させる努力も払わないと、運営主体としての太子町も困る、そりゃわかってますから。そ

の点を含めた今回の1億6,391万2,000円もそういう中から生まれてると。収納しない責任というのを住民に転嫁してはいけないと、このように思いますがいかがですか。だから、もっと税率をこんなに上げなくても対応できる道があるということを言いたいわけですが、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

今回、国民健康保険の税率の改正をお願いしておるわけですが、提案説明の中でも説明をさせていただいてるんですが、収支が均衡が保てないというところからお願いしるところです。

ご質問で触れていただけてますように、いわゆる収入未済額、また不納欠損額が生じるだろうと、こういったものの起きないように努力につきましては、ご質問触れていただきました、そのとおりでございます。こういった中で精いっぱい頑張らせていただいておりますが、それぞれの被保険者の事情から納めていただけていないのが徴収率にあらわれてきております。

いずれにいたしましても、保険事業のあり方についてご理解を願うことと、またこの制度根幹にかかわります財政のあり方について、国においても、現在高齢者医療に対する抜本的な見直しもされております。こういった中で行政といたしましても太子町国民健康保険のあり方についてのもう少し勉強もさせていただきたいと思っております。

それと、いわゆる抱えてます未収金の予算計上の考え方でございますが、この役所会計でございますと、予算は歳入歳出同額で組むというルールがございます。そういった中でたくさんの未収金を抱えておるわけですが、税制の仕組み上、少なくとも収入をできる滞納額を計上させていただいております。しかし、年度中におきまして、この額に甘んじることなく、これを上回る本来の徴収に至るように、徴収につきましては取り組ん

でいくのはもちろんのことでございます。今後ともこの額を上回るように、予算額を上回るように徴収に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いや、私が言いよるのはね、ちょっとそれだけ、あと委員会の関係でも言いますから、ここでは言わないようにしたいと思うんですが、税収、いわゆる収納率、これ何ぼで見て、結局税制改正、税を変えようとするのかということと、当該年度ですね、それから滞納繰り越し、今言いましたように、5分の1以下、滞納のね、これを今3,000万円組んだものを仮に6,000万、倍ということになったら全然違うんですよ、運営が。それから、収納率もそうなんです。本税そのもの、そこで計算しないといけない。それに責任を持ち得るような税でなきゃならないと。持ち得ないから、結局最初から収納率は93とか92とか、そんなところでいこうとする、その結局差額はみんなまじめに納める人たちにそれぞれかかってくるんですよ。だから、その辺のところをごまかしたらあかんと。

それで、運営主体としての責任を果たさないといけない、それから国庫にも強く言わなきゃならない、そのことが国民皆保険の中での医療保険制度を守ることなる、それで住民を助けることになる、また健康をさらに維持することになる、そう思いませんか。ただ、後から努力するじゃないんですよ。初めから引いて計算するからおかしなる、違いますか。そんなむちゃくちゃなことがありますかいな。そこをはっきりさせてもらわんといけないんで、収納率もこの際説明をしといていただきたいと思います。皆さんにようわかってもらわんと話にならんですからね。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

今回の税率見直しに当たりましては、16年

度の現年分の徴収率88.8%を基礎に持ちましての試算をさせていただいております。

そして、収入未済額の考え方につきましては、被保険者の方にも十二分理解いただいて負担を願うことと、また行政としても、町といたしましても支援できる範囲で支援をさせていただくこと、あわせて国、県に対しても今日の全国的な国保の状況、似通ったことの課題も抱えております。こういった課題の支援についてもお願いをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 大半質問が終わってしまいましたんで、言うことが少なくなりましたが、わかりやすい説明をいただきたいと思うんですけども、今言う金額表示の部分はわかるんですけど、この間各電力会社が値下げする幅で、標準家庭という仕組みで例示しましたわね。ああいう形で、これも一遍標準家庭で何ぼ上がると、金額で、そういう試算はやってもらってませんか。やっぱりそういう計算をしてもらったらわかりやすいんですよ。

それから、この改正で単純に見てみましたら、次の国保会計の当初予算で1億1,500万円の増収を見込んでるんですね。それで、今の限度額53万円でしたか。今現在、何人いらっしゃるんか知りませんが、これもどうも102人ほど増えるだろうという話をちょっと聞いたんですが、当然こうなりますわね、税率が上がるんですから。

そこで、町長の施政方針にちょっとあったんですけど、景気の回復という話があったるんやけども、仮に収入増になったときに、全体が、国では定率減税という、仕組みは違いますけれども、定率減税ということをやったんやね。それで、滞納ももちろんあるのはわかるんやけど、仮に一般会計が繰り入れゼロで、税で賄えるというようなことが起きた

ら、起きたらですよ、これ仮定な話で、そんなもん答えられませんかと言われるかも知らんけども、そういうときには今度のような税を下げますかな。そんなことは考えられませんかと言うてんかも知らんけども。最近、ミニバブルとかなんとかという話がちょこちょこ聞こえるようになりましたからね、そういう考え方があったんかなかったんか。

先ほどの説明でも、平成16年度の収納率でこういう税率になったということのようですから、仮に収納率ももっとぐっと上がって、97%ぐらいにいった場合には、ほとんど一般会計繰り入れ必要なし、法的なものは別として、そういうことが起きたらありがたいんですけども、そういうときに税率を下げるというような思いはあるのでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

1 問目の各モデルでの試算でございますが、準備いたしております。例えば、事例を申させていただきますでしょうか。

（横田六郎議員「はいはい」の声あり）

はい。まず、医療分の……

（横田六郎議員「いやいや、そんな細かいことええわ。そんな細かいことええわ。国保税だけでいい。もうそんな分けてもらわんでいい」の声あり）

いや、ちょっと分けないと試算ができないので、例えば医療分で、2人世帯で所得のない方、固定資産税のない方については、現在の税率でしたら、年間2万1,900円の国保税です。改正後、2万4,300円になります。この方については、年間2,400円の税負担が増えます。また、1つの例で申しますと……

（横田六郎議員「できたら4人の方がええんやけどな」の声あり）

そうですか。申しわけございません。3人までしかやってないんで。

じゃ、3人世帯で所得が50万円、固定資産税額が10万円の家庭を試算してみました。現

行で8万5,500円の年税額です。改正後は8万9,300円、3,800円の負担が増えることになります。例えばの事例を申させていただきますんですが、それぞれのシミュレーション的には、事務的には持ち合わせております。

それと、今後の税改正の考え方でございますが、今日平成12年から今日まで据え置いてきた経緯には、12年以降、前半については税收と医療費の伸びとがほぼ近い線で行ってありました。そういった中で市町合併があり、国保も統合されるような気配もございまして、見送った件もございます。こういった中で平成15年以降は毎年のように1億円を超す一般会計繰り入れということで、さらに基金も取り崩してしまっておる状況でなってきた、今回7年ぶりということで、させていただきます。

今後の考え方でございますが、今日税制改正でいわゆる負担増になる要素といたしまして、老年者控除の廃止とか、妻の均等割の税率の特例とか、それから一般的に個人所得の伸び等も考えられますので、所得割の分野についてはプラス要因が考えられます。

また一方、資産割については、今年は固定資産の評価替えの年になっておるわけですが、地価は依然として下降傾向でございますので、資産割の課税表示額については下回る気配が感じております。新築住宅が建っておるのも事実ですが、それを相殺しても資産割についてはマイナスの要素が考えられます。

今後、税率の考え方でございますが、できるだけ実態に近いという負担をお願いしたいということで、これらも踏まえまして、毎年上げるか上げないか、据え置かしてもらおうかということは内部的に検討させていただいて、議会の方にもご相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 部長ね、説明ありがたいんやけども、説明のしやすい説明をしてもらったんやけども、わかりやすい説明してほしい

んやけどな、これから頼みますわ。これ、ほんまに説明しやすい数値の説明やな。もうちょっといいと違うんかな、額的に言うてもな。納付表見たら、そなな書き方はしたらへんねん、国保税何ぼというて書いたる。だから、そういうふうの説明してほしいんやけどね。こんな安い人は少ないと思うわ。説明しやすいわな、こんなん。

それと、たまたま固定資産税の評価替えとかいろいろあったけど、聞くところによると、今年の申告の相談が物すごい少ないらしいですな。多分今の機会の申告者は国保該当者が多いと思うんやけども、そういう情報はご存じですか。どういう影響があるんか知りませんけども、当然税の申告の仕方が詳しく国税庁のホームページなんかに出てますから、自分でできるからそういうことになったんかどうかわかりませんが、物すごい少ないそうですわ。きょうらでも車あれしませんが。この間、議員の駐車場、向こう行けって言われたけども、朝からお客さん少ないですわ。そういうことで、どういうお感じをお持ちかな。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まだ申告中でございまして、その途中経過の状況には聞いてございません。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第17号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第18 議案第18号 太子町介護
保険条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第18号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 介護保険も本当に12年以降、3年3年で見直すというようなことで、実際的には負担が重なっても利用はしにくい、先ほどのことでも言いましたように、ニュースは入っていない、声は聞いていないということなんです。実際の所得の加減、それから利用料の負担の加減で、みずからコントロールをして介護保険の制度を利用しないでおこうと、こういうふうになっていって人も増えていってるとするのは、これ全国的にもあるし、本町でも聞くことがあります。だから、これらのことで、さらに今回保険があってもほんまに介護がないというようなことにならないようにということは当初から言っていることなんです。その傾向が見られるわけであります。

そういう中で、利用しても心配の要らないようにしていくのが介護保険制度だと思うんです。お金持ちは別段どういうことはない、今度の医療でも混合診療が入ろうが、金を持っとれば何の治療も受けられるからどうもない。しかし、貧乏人はそのお金がなかったら死ぬというのと同じような形が医療の改悪案なんです。介護保険も金がなかったらやっぱり結局はどうもなると、こういうようなことになっていくことに道を開くのが今回の改正全体なんです。それを補完していくのが、これも運営主体の自治体の果たす役割はまた大きいわけで、国に意見を言うと同時に、地方ではそういう保険があっても介護がな

いということにならないような取り組みが必要であります。

そういう点での対応について伺いたいのと、独自の保険料利用料の減免ちゅうのをやっていると、本当に利用しにくいと、そういう制度も整理しながら起こしていくということが大事だと思うんですが、その点。

それから、今回3,200円から4,050円という形に引き上げようという提案なんですが、これによってもそれぞれ被保険者としてはしんどい思いをして、これだけだったらいいんですけど、そのほかのことで負担が増えるわけですから、このことについて町は痛みも何も感じないのか、その点説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えをいたします。

まず、1点目のサービスのあり方ですが、当初平成12年スタートした際には、ご案内のように、太子町でも福祉資源は少なかったと思います。それ以降、老人ホームが新設されたり、デイサービスが4カ所設立されたりし、いわゆる資源的には充実してまいったと思います。希望に応じたサービスの選択、事業者の選択もしていただけるような町に現在ではなっております。

こういった中で利用料の問題ですが、真に必要なときに真にサービスを受けていただくということが大前提でございます中で、低所得のお方については利用料の上限額を設けたサービス、また社会福祉法人の関係で、施設で利用された場合には、自己負担額を減額するとかを考えさせていただきました。取り組んでまいりました。

この18年度からは、この条例の中で、いわゆる保険料の設定につきましてもかねてから課題でございました級の第2段階、いわゆる町民税非課税世帯の方々の負担割合が、いわゆる3,200円に対する0.75という税率を適用しておりましたが、これを2分割いたしまして、年収80万円以下のお方については第1段

階、生活保護と同様の方の負担率に分解をさせていただいたりして、いわゆる保険料につきましても対策もとらせていただいております。

そして、太子町独自での負担の減免ということでございますが、かねてからの議員様のご質問にもお答えいたしておりますが、国の方針では保険料の全員に対する保険料免除とか、また収入が少ないからだけという一律の減免はだめであろうと、災害とか失業とかそういった特殊な、突発の事例のみに限ると、また保険税減免分に対する一般財源の繰り入れと、こういった縛りについては今後も継続していくようにと国の指導がございます。町におきましても、この方針で保険料の減免については考えてまいりたいと思っております。

そして、この介護保険事業を運営していく中で町の役割はということでございますが、いわゆる40歳から64歳の方は健康保険から天引きという格好で負担していただいておりますが、町全体といたしましては、それぞれの総費用の12.5%あたりを支援させていただいて、この会計を運営させていただいております。介護サービス、また利用の仕方についても、皆様も理解され、気軽に使っていただくようになりまして、当初約7億円の介護費用が今日の額に介護費用的にも伸びてきておるのも事実でございます。

また、あわせてこの会計のあり方については、真に介護が必要な方の給付でございますが、この介護に至らない体づくり、環境づくりについては新規事業で介護予防事業も立ち上げることといたしております。そういったことで、この1年間頑張ってもらいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第18号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第19 議案第19号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第19、議案第19号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この下水道条例の一部改正については、さきにも補正予算で質疑をしたところではありますが、皮革污水前処理場の管理運営に係るもので、これから今後のいわゆる使用料を徴収するに当たっての改定の協議がいわゆる皮革業者といわゆる関係市町、県、そういうところで協議をし、今日の提案のような1立方メートル当たり10円プラスだというふうに単価改正を行った条例改正なんですが、三者協定で本当に町、あるいはたつの市の場合は市、姫路も市ですけども、業者と市町が持ち出す分というのはどのようにバランスをとっていくという話もされたのか、その辺のところもきちっと説明をいただきたいと思うんです。

協定内容全体についても、協定はこれ結んだからこういう提案になってきと思うんですが、何でもこのような協定を結ぶんだらうと、私はいつも疑問に思うんですが、いいいますのは、この会計だと2億円弱の管理運営

経費が要るわけですが、それに流域の水処理費用、それらを含めると、実質的に本町の場合は、1立方メートル当たり処理経費全体では処理場の分、それから汚泥を処理する分、西エースの問題、それから汚水を終末で処理する分、それぞれ分けながらトータルで1立方メートル当たり何ぼかかると。その何ぼかかる中の210円、今度200円を210円に変えても、それがどれだけの比重を占めるか、そういうことをきちっと盛っておらないといけないと思うんですが、そういう資料も委員会なりでは出していただきたいと思うんですが、口頭で一応報告いただいて、本当に考えていかなきゃならないのは、先ほどの国保のいわゆる加入世帯の状況と、今皮革污水の場合は、わずか2社が中心だということととの比較においても本当に住民福祉に逆行するし、血税をここへつぎ込むべきではないと思いますので、その説明をあわせて求めます。協定内容全体の経過資料もあるはずですし、向こう5年間でしたかね、3年間でしたかね、そういう協定になっとるんでしょ。それらの何でそういう協定になるかが私はいつも伺うんですけども、はっきり説明をいただきたいと思います。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山口静哉) お答えをさせていただきます。

まず、協定の内容でございますけれども、ちょうどこの17年で5年の協定が終わりまして、18年から22年までの間の料金改定を協議もさせていただきました。

最終的には、またこの13日に調印するというふうな話聞いておりますけれども、合意に達しておりますので、今回こういう提案をさせていただいてるわけですが、今年に入りましてから、県、各市町、関係市町、私が参加させていただきましてのは、4回程度会合を開いております。最終的に5年間で25円のアップという形で決着がついております。18年から20年までが210円、それから21年が220円、最終年度の22年が225円という

形になっております。

なぜ協定をして料金を決定するのかというお話でございます。これは大分古い経緯がございます、当初皮革協会の言えば企業転換を図るというふうなこともございましたんですけれども、いろいろこういう話の中で、使用料の徴収が困難な部分が非常に多くございました。

最終的に兵庫西エースとか、そういう一つの建設の段階で、使用料を業界と設定をして、今の現状でしたら100%の徴収率という形がございますので、かえって各市町もそれの方が望ましいというふうな状況でございます。その中に県が入って、県が調定案を示して、それぞれ各市町が意見を言いながら最終的に決定をさせていただいてとるわけでございますけれども、何気なしにやはり使用料をいただくというのは、これはもう一番でございますので、姫路、たつの市さんにおかれまして、やはり有収率のアップを図りながら使用料のアップを図ろうという形もございます。

それぞれお互いに、協会の方にしましては、やはり使用料といいますが、使用水量を減らすというのが非常に念頭にございますし、各市町におきましては、やはり使用料を100%徴収させていただくという一つのことがございますので、そういう中での協定を結ばさせていただいてとるのが現状でございます。

前処理場のいけば今の内容でございますけれども、それは決算時におきまして、すべて提案の段階で説明資料として出させていたいただいとりますので、その分につきましては、この委員会でも提出はさせていただいてもいいかと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。  
○桜井公晴議員 もちろんこの決算での提出資料、それからこの予算に絡むこと、それで210円が占める割合というのは、今の使用水

量が減れば減るほど210円の占める割合は下がるわけやね、トータル費用は同じようにかかるわけですから。だから、それらの負担、たつの市とか姫路市というのは、大きな負債も抱えて、いわゆるこのための負担も抱えて大変ですが、まだ使用水量が多い。10円が一定の役割を果たす場合があります。

しかし、太子町なんてものは、さきの補正予算でも言いましたように、全体の運営経費の数%にしかならないと、1割にならへんですからね。そんなものが、これ10円上がったって1割にも届かんし、さらに使用水量が減れば減るほど届かなくなる。また、使用水量を私は増やしてほしいとも思わない、このものに限ってはね。増やしたところでこの程度のもんですから、何ぼも増えませんと。むしろ住民負担が増えるだけのことについて協定が、いわゆるPPPの原則、原因者負担の原則を守らせないようにしとんですよ、違いますかね。その辺も含めてしっかりやらないといけないので、今210円が占める割合、今度21年からの220円が占める割合、22年の225円仮になったって、もうほとんど1割を超すことはない、むしろもっとパーセントが下がってくるんじゃないかなと、こういうふうに思いますので、総経費に係るこれからの推移を含めて、住民の血税ですべきでないことに対して、今後こういうところに金は使うべきでないと思いますので、伺っております。それらの金は国保やら介護に回すべきだと思いますし、そういう点で資料は必ず出させていただいて、その検討こそ大事だと思います。

それから、施設のあり方で、きょうもありましたけれども、だんだん老朽化して、だましましとかということをやっていますが、とまってしまった場合は放流ということ言いましたんですかね、さっき、直接放流。粗ごみとして直接放流したってようけ変わらんというふうなもんだと、今の施設が、だからそういうこともほんまに考えないと、毎年1億8,000万円も9,000万円も、今年で工夫で落ち

ているようですけれども、2億円近い金をどぶに捨てるようなもんやと、こう思いますので、そういう直接瀬戸内法に絡まない程度で流せるような条件のものならばそれでいいだろうし、それで私は前にも言いましたように、前々処理を義務づけて、直接放流しても差し支えないような水にしていこうということが大事やと思うんですが、そういう対策もあわせて業者にとらせることが大事やと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） お答えをさせていただきます。

まず、10円アップ、当然太子町の場合は使用水量が非常に少ないもんですから、ご指摘のとおり、前処理場の経費につきましては1億8,000万円程度予算を置いとるわけですが、現実的に1,100万円程度の使用料ですから、現実的には1トン当たり1,600円から1,700円の保険的にはそんだけのもん、いえば経費がかかるとというのが現状でございます。

そうしますと、そのままそしたら今の使用者にそのものの金額を使用料としていただくということになりますと、それはほとんど不可能に近いような形になると思うんですね。現実的には恐らく使用料としていただけないだろうと、これは公共下水の使用料につきましても、これは同じことではないかなと思います。当然工業でそういうものをやっとするわけですから、一部はやはりお互いに持ち合ってやろうという一つのあれがあるわけですが、現実的に、言われましたようにP P P、その原則というのは十分理解するわけですが、前々から申し上げておりますように、やはり町の施設ということもございしますので、町が放棄するというわけにまいりません。

ただ、今後の施設のあり方の中で、前にも申し上げたんですけれども、この施設が仮に壊れた場合、使用不可能な状況になった場合にはどうするかということも前々から話もし

ておりまして、県の方にも話をさせていただいてるわけですが、ある程度の希釈をしながら放流をすれば大丈夫ではないかと、基準に合うような水質にまで持っていけるのではないかなというふうなことも県ともども話をしておりますので、最悪の場合はそういう方向もあり得るということが、将来的にはそういうことがあり得るということになるかと思っています。

それから、先ほど言いました決算時に提出させていただいてます内容につきましては、委員会の方にも提出させていただきま

す。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第20 議案第20号 太子町合併
処理浄化槽の設置及び管理
等に関する条例の制定につ
いて

○議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第20号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 まず、3条関係で、接続が困難な家屋とするということをやっておりますので、まずそういった戸数が太子町に何戸ぐらいあるのか、その中で既にこの合併処理の浄化槽を希望されてる方もあるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、4条の2で、町長は浄化槽の管理の一部を委託することができるって書いてあるんですが、いっそのことこの合併処理浄化槽を設置するのに民間の資金を利用してこの事業を進めていけばどうかと思ったりしますが、そのような考えがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） お答えをさせていただきます。

まず、現在公共で敷設できない家屋は14件ございます。既に合併浄化槽を設置されとるお家が1件ございまして、あとは単独で浄化槽をされとる方が6件ございます。単独の場合もやはり合併浄化に変えていただくということになりますので、そういう今の現状は14件。

まだ今のところ各個人に対して合併浄化槽を設置するかどうかという希望をとったりとか、そういうことは行っておりません。新年度予算でお話しさせていただいて、大体3件ぐらいを予定はさせていただいてとるんですけど、できればすべてできればいいなというように思っておりますけれども、ただ今の現状ではそういうところでございます。

今の浄化槽の設置にPFI方式という一つの提言ではございますけれども、ご承知のように14件という一つの数量もございまして、それと将来的にはやはり公共に接続するというのが大前提でございまして、そこまで町が、14件でしたら町がある程度施工をして、あと管理をする方がいいんじゃないかなと、今の現状ではそういうふうにとりますけれども。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これ、前から私もいわゆる点在するところに対する対策を早く講じるべきやということを言っておった、この合併処理浄化槽の設置管理に関する条例ができるわけですけども、それで対象が14戸ということで、今説明があります中で、単独で合併を入れてる人、その管理全体を町が行うというような形になるわけですが、これらのことについてはあちこちで先行事例がありますね、この公共下水道処理区域でも合併処理浄化槽を設置する先行事例があります。この周辺の条例とそこはありますか。ないようだったらないでいいんですけども、特別な条例でないように思うんですが、それでいいですか、その辺のことを確認したいんですけども、その辺いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山口静哉） お答えします。

この合併浄化槽の設置管理の条例につきましては、現実的には公共すべてが対象の場合、公共でございまして、たつの市さんあたりはやはり農住も入りますし、農集も入りますし、いろんな管理状況がございまして、当初は合併浄化をする場合は補助金方式というのがほとんどでございまして。町の場合は、やはり公平性とかいろんなことを考えますと、やはり町がすべてを管理して、最終的にはすべてが公共に接続するというのが一番望ましいわけでございますので、今回もこの合併浄化槽も町が設置をして町が管理をし、当然公共のように負担金をいただいて使用料をいただくという方法をとらせていただいた一つの条例でございまして、すべてが公共のところはやはりこういう条例になってるよう思うんですけども、ほかのところを参考にさせていただいたということはありません。ただ、すべてがそういう方向ではございませんので、先ほど言いましたように、やはり農集もあるところもあれば、そういう部分もございまして、太子町は、今言いましたようにすべて公共ですので、そういう方法をとらせ

ていただきました。ありがとうございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

（「済みません、トイレ行きたいんで、休憩してください」の声あり）

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第20号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時28分）

（再開 午後2時45分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第21 議案第21号 太子町国民保護協議会条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第21、議案第21号太子町国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この国民保護協議会条例の制定ということと、それから次の国民保護対策本部及び太子町緊急処理事態対策本部条例の制定についてということなのですが、この提案等の中でも触れられておりますが、太子町というところにおいて、この間もこの例として鳥取から兵庫県へ逃げるのにどないする

んやいというようなことも県レベルでは問題になったんやね。当町の面積、地形等の状況においては武力攻撃事態等における状況と地震重大事故等における状況をかんがみると、防災計画に定める地震重大事故等にとるべき措置と大きな隔たりがあるとは考えにくいので、既存の防災会議の組織に準じたのが適当であるため、その組織及び運営については、国の標準例規に従い、太子町防災会議条例に沿ったものとしているというふうに言うてるわけですけど、これあちこちで問題になっているのが、武力攻撃事態が起こる、起こったらもう終わりでしょう。もう逃げとる間がないでしようが。それで、陸上やの何やの言うて、こういうことで、かつて太平洋戦争等に入ってしまったような形に国民全体を動員をして、また自治体を巻き込む、そして指令は国やと、こういうような形にまじめに対応していくことがどういうことになっていくか。

戦争を想起したり、それからテロということでも、ここでそれが想定されるからということで、危険だ危険だということでこんなことをさせて、有事だとかということで取り組ませようとするところに問題があるし、協議会も先ほど言いましたように、公募でないような形になっていきますと、問題が出てくるわけで、やはり今の状況ちゅうのは、戦争ができる有事法制の一環としてこういうのが出てきただけに深刻なもんだと思うのと、それから災害と同じような形でいきますと、災害が後退するわけですね。

だから、そこらを含めて協議会についても整理をしておかなきゃならないと思うんですが、太子でこれ想定してほんまにあり得ますか。また、真摯にこれに対応していくようなほどゆとりがないし、またこういうふうなことに平時に戦争を想起して、テロを想起してやっていくようなことが必要ですか。国が決めとるさかいしょうがないんやと、国が決めとるさかいしょうがないんやと言うて、災害対策が、防災が後退してはならんわけですね。もう優先されるならこちらを優先しよう

というわけですね、防災は後ろへ寄るわけです。これがどこでも問題になっとなんですが、太子でも私はそれが問題やと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 議員さんがおっしゃるとおり、国の法律に基づきまして、各市町が協議会を設置するということが決められておりますので、そういう形での設置ということになります。

ただ、保護法の目的としまして、各市町における住民の避難に関する事項、避難住民等の救援に関する事項、武力攻撃、災害への対処等の措置ということで、ほぼ災害を想定したものと内容的には変わらないということでございます。災害を後退させて国民保護の対処の方を頭の方に出てくということのないように、2つとも同時にやっていきたいと考えております。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 災害というのは、地震やったら断層がどう発生したかによってどういう形に対峙をするか、場所が違うんですよね。そうでしょう。海の端の場合は高潮なんかを心配して山の方へ逃げんならん、高いところへ。だから、全然そういうふうにならんわけでしょ、これは、それが矛盾しとるということになるんですよ。災害の想起と全然違う。

だから、災害想起で毎年太子町も防災のことやってますわね。そうじゃなくて、今度はそれを有事ということで、陸上作戦に結びつけたような形にしていこうという、この狭い日本だね、だからむちゃくちゃやということになるんじゃないですか。水害の場合でも、やっぱり高いところへ誘導するというのは普通ですね、避難。ちょっと違いますでしょう、こないな武力攻撃のような形の場合は。

だから、そういう災害とは一緒にならないものだ。一緒にして有事に備えさせ、有事とは戦争ですよ。戦争を肯定していくような形の訓練に結びつけようとするところに今問題があると思うんですね。だから、そこらが

災害とは違うのに災害とあわせて進めていこうというところに災害対策が後退するということなんがどこでも問題になってることで、太子町でもそうじゃないかと思うんですが、そのことを私言いよるんですけど、災害と一緒にじゃないですよ、災害は災害。有事は想定したら、もうあったら終わりという、先ほど皆苦笑されたけど、ほんまにそうじゃないですか、違うんですかね。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 中身につきましては、災害と同じくそういう避難とか救援の活動ということでございますので、内容的には同じようなことを想定はしております。部分的に違うべきものもあると思いますが、市町村の役割としては、災害の救援と同じようなやり方であるということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 済みません。質問というよりもどういうお気持ちかというのがお聞きしたいんやけど、私昭和12年生まれで、7年生まれの方というのかな、というのは昭和16年から20年までの戦争の経験の話なんですけど、私のところにまだ焼夷弾の薬きょうがあるんですよ。PTSDじゃないんだけど、やっぱり何となしに怖いという気がするんやね。だから、こういう条例は表題も中身も変哲もないと思うんやけども、日本も国際社会の一員かなという気もするんやけども、だからこの条例そのものしかりなんやけども、国民保護法、やがて総動員令に変わったり、そんなことないと思うんやけども、ただこれが布石になって、憲法改正というものの裏があるのかなと、これもやむを得んかと僕は思いますけども、憲法改正もね。

町長、どういう、前にいらっしゃる方は、教育長以外はほとんどが戦後生まれなんで、山本収入役はちょっとだけかな。そういうことで、どういう感じをお持ちですか、感じ。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この問題につきましては、先ほど総務部長がお答えしたとおりでございますが、この武力攻撃という言葉ですね。

（横田六郎議員「やむを得んと思うで」の声あり）

それから、国民保護、私自身はもっと大きな目でとらえて、武力攻撃、これ極端な言い方すれば、太子町が核になってここをやられりゃ、もう22.62平方キロ、本当にすべてが壊滅というようなことになると思います。しかし、都市近郊、姫路市等々の関連もございますし、そうした面も考え合わせますと、私は一応防災体制に乗せてやっていく方がいいだろうというふうに考えております。

私も戦争は経験しておりませんので、そうした大きなことになってきますと、これは大変なことになると思います。テレビ等でアメリカのテロ事件、ああしたものも見てみますと、やはり近隣でもこういう体制は整える必要もあるんじゃないかなというふうにとらえておるところでございます。いずれにしても、我々行政といたしましても、町民の皆さんの安全安心ということも言われております。そうした面では国の方針に従って制定すべきだろうと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 私は総務委員ですので、余り細かいことについては委員会でお尋ねしますが、1つだけちょっと本会議で聞いときたいと思うんですけど、この条例のいわゆる想定されるのは、いわゆるテポドンみたいな核の場合はもうとてもやないがだめだと思うんですけども、テロ攻撃の場合は太子町も多に関係すると思うんですね。

問題は、そういうふうな、この間静岡県で塩素ガスが出て、付近一帯の住民が避難したのはご承知だと思うんですけども、そういう

危険物等が搬送されたり、自衛隊の弾薬等が輸送されますよね、当然、そういうときの情報が入ってなかったら、突然ぼこんといったら、何ぼ決めとったって結局パニックになってどうにもならんと。そういう情報は入るといような、この条例の制定について恐らく県の方で説明があったと思うんですが、そういう情報は、県として確実に各地方自治体にお知らせしますというような説明があったんですか。

私は、これは大事だと思うんです。現実に山陽本線の林田川の鉄橋の下側で爆弾が仕掛けられて大騒ぎした事実があるわけですから、そういうことは、可能性としては太子町の場合、幹線道が通ってますから、あり得ると思うんですけど、問題は、その情報が前の山陽沿線のどっかに爆弾が仕掛けて、時限爆弾がしますよ、破裂してえらいことになるというような情報があれば入ったからよかったものの、そういうふうなもんが確実に入れるというような説明あったんですか、どうですか。これだけ聞いときます。あとはまた委員会で聞きます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 私は、ちょっとそこら辺はまだ会議とかありました段階ではこの立場ではなかったので、内容的にはそこまでは詳しくわかりません。ただ、国民の保護に関する措置の仕組みとしまして、国の対策本部から県の対策本部、市町の対策本部、それぞれを警報の発令等によりまして連絡し合うというような手段の方法でやっておられます。そういうことでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 いや、恐らくそういう説明の段階は今の助役が担当されたと思うんですが、助役、あったんですか、どうですか。

○議長（佐野芳彦） 助役。

○助役（八幡儀則） そのときの会議に実は出席しておりませんでしたので、詳細につい

て把握はいたしておりません。ただ、システムとしては、今総務部長が答えたとおりの連絡網というふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第21号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第22 議案第22号 太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第22、議案第22号太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いや、ほんまにこれ、この条例でも国民保護対策本部のここで参考資料でも説明をしたり、また内容もそうなんですけども、本部、法律第27条並びに第40条ということで、武力攻撃事態等（武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）、こんなこと、ちょっときちっと想定したらどないになります。どないもなれへんので

しょ。いや、ほんまに想定してみなさいということ。

それから、緊急事態対策本部の法第183条、ここでも説明をしておりますが、緊急事態、対処事態ちゅうのは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、後日対処基本方針において、武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む、こんなもん後から認定したって話になれへんですわね。

そういうものだということなんですけど、特に、さっきも言いましたが、いわゆる災害の場合は市町が、あるいは地方が主体性を持ってちゃんとせなあかん。この有事とかこういうものは、国が指揮下に全部置いてやらせるんですわね。全然違うということ、それが災害対策本部などとは違う意味だと思んです。指揮命令は絶対に地方にない、地方の主体性なんてもう飛んでしまうというのがこの国民保護法であり、今回の条例制定じゃないんですか。主体性があるもんじゃないでしょう。その辺ははっきりしといていただきたいと思うんですが、よく勉強もせなあかんと思うんですよ。地方が巻き込まれる、もう巻き込まれるどこじゃない、従わせる。だから、国家総動員体制に全体が巻き込まれるというものが今回の体制ではないかと。自治会とか団体もみんなもう網羅するわけですからね、これ。まさに戦時の国家総動員体制じゃないかと思うんですけども、そうじゃないですか。

だから、国民保護計画で見えますと、武力攻撃事態として挙げられるというのは、着上陸攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、そして大規模テロ攻撃などの緊急対処事態に対処する保護施策を定めると、こう書いとるんですよ、保護法は。こんな事態。

だから、もうほんまにアメリカが今海外で戦争する、またそれに戦争できる仕組み、有

事法制の一つの法律でありますから、こういうもので何か危険が伴ったらこうするんやという甘い言葉のように見えますけども、実際は危険な緊急事態、あるいは総動員体制に自治体も巻き込んで進めようとする、だから地方に主体性があるかどうか、確認したいんですけど、対策本部設けたからというて、災害は地方に主体性もあり、指揮命令もある、なかったら動かない。だけど、緊急事態の場合は違うということじゃないかと思うんですが、その辺の見解は整理されてますか。

仮に対策本部長が座ったってできへんわけですから、指揮に従うというような形になって、災害は違うでしょう。災害が後ろに寄ったらあかんということは、そういう意味を私言いよんですけど、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほども申し上げましたんですが、武力攻撃と申しますと、いろいろな範囲があると思います。大きく想定しますと、太子町だけでなくして、この西播磨地域全部、核とかそういうものになりますと、そういうことも言えますし、また逆に小さな武力攻撃等々を想定しますと、鉄道の輸送をストップしようということになれば、電車基地等を攻撃すればそういうことも可能であろうと、このように思います。

いろいろな武力攻撃が想定されると思います。サリン事件も一つのこうした中に入ってくるのではないかと、このように思いますが、それを予知するかどうか、やはり先ほど来、指揮命令系統等々、上からおりてくることもございましょうし、突然勃発することもあると思います。そうした中でそれぞれの危機感というものを兼ね備え、そして保護するための条例であろうと、このように私は解釈いたしております。

やはり、太子町は太子町なりに、そのときそのときに応じた措置を対処をしていくべきだろうと、このように考えております。やはり、大きく考える点と、またそれぞれの点と

して考える部分があるかと思います。そうした点で国挙げての施策でありますので、町もこうした条例を制定しておくべきだと、このように思います。これを制定したからといって、災害、防災等々の関係が後退することではあってはならないと、このように思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほど私言ったように、国民保護法に基づいて出てっとうから言いよるんですよね。一般的には保護保護ということ、何か保護してもらえるんかなと、違いますでしょう、これ内容が。それによって動員をかけていこうということになってくるわけで、先ほども紹介をしたような国民保護法は弾道ミサイルやとかそんなもんでっせ。意味が違うんや。核攻撃でっせ。ぼんと飛んでぼんへ行ったら、そんなこと言うてる間、ないわけですね。だから、そういうものに、有事法制とはそういうことを思想動員、人間をそういうふうに巻き込んでくる、だから国家総動員体制に巻き込んだのと同じ形をまたとろうというのがこれだから気にしとるんですわ。

全然今までのほんまに航空攻撃や核やというようなときのことで、今後計画に書いたるんやから、法律の方が書いたるんやから、それに基づいてこれやろうとしてる、だから、一般防災とか災害とは違うということでしょう。それで、片一方ではきれいに水道やの何やのいうて、危険を守るためにはというて、戦争を想定して、そんなのを守るんやと見えますけど、全然違いますでしょうが、中身が。法律はそなんん書いてへんのやから。

大きな方向でということではありますが、この辺のことを今全体的には起こさないように、それぞれの国家間での話し合いをしたりしてるわけじゃないですか。武力でやろうというのはブッシュですがいい、小泉ですやん。何笑うとるんですか。私はそう思うとるんですよ。実際そうでっじゃないか。それに動員

をかけようというようなことと同じですよんか。違いますか。それを大きなところでいうて、大きな考えで、個々の問題は別やと言うたって、そういうもんじゃないでしょうが。

この中身自体を見たときに、どこにどういう危険が伴いますかな。危険というのは想定できます。本町に置きかえて、防災とか災害とかということになるわけです。違いますかな。国が言うところんやから、はいはいというのは、そうではない話なんですよ、これ今。だから、全国で問題になって、あちこちで、どないするんやというて、それで主体性が損なわれると言われとるんや。

一番怖いのは、やっぱり国がどんどんどんどん動員かけて、考え方を洗脳していくような形、保護保護ということで、違いますかね。それに乗ったらいけないということじゃないですか。いかがでしょう。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） いろいろな面からこの保護法は考えられると思います。今、議員ご指摘のように、動員等々、そうした問題になれば、私自身は拒否する場合もございますし、逆に……

（桜井公晴議員「言えへんがな。町長に権限ないがな」の声あり）

いや、本部長としてはできます。

（桜井公晴議員「できへんがな」の声あり）

できます。

（桜井公晴議員「全然できへんがな、これ」の声あり）

その半面、また応援態勢、そうしたものを必要な部分ではそうした体制も組まなければいけないと思います。私自身、そうした中で国民保護、国全体での考え方、また太子は太子としての考え方、そうしたものはこの中で本部長として考えるべきであろうと、このように思っております。いずれにしても、国、県、そして市町村、そうした系統にこれは置かれてこようというのは十分承知い

たしますが、しかしながら最終的にはこの中で太子町の国民保護対策本部、また緊急対処事態対策本部という条例でございますので、そうした面はしっかりと考えさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 町長そない言いますけど、自治体の自主性、主体性はない、その後ではっきりしとかなあかんから、よくこの中身を見て答えてくださいよ。主体性ないんやから。災害は違うんですよ。当然主体性を持たなあかん。その辺は担当者等もよく研究して、委員会でも説明をきちっとしていただきたいと思いますので、今誤った見解を聞いたらあかんので、思惑で答えてもらうわけにいかんのがこれ内容やと思いますから、その点よろしゅう取り扱っていただきたい。わかつとったら答えていただいたら結構、正確なのがあるんだったら答えていただいたら結構なんですけど、いかがでしょうか。検証した上でにしていきたい。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 十分検討させていただいて、委員会で報告させていただきます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第23 議案第23号 石海保育所

の指定管理者の指定について

○議長（佐野芳彦） 日程第23、議案第23号 石海保育所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これ委員会でもたつたらしいんですが、指定管理者を指定するに当たって、私は何も安養の運営をされてる法人とか二葉を運営されてる法人とかということをどうこう言うつもりはないんですけども、この種の指定管理を受けていく、これは経験、今もやっておられるということを基本的な条件にしているわけですけど、これらのまた安心して公設民営ができるような形をとろうということで、2法人に打診をしたということから始まるとるようですが、これは、一般的には指定をする場合は広くということがありますね、条例もそうだし、その辺で見たら今回の取り扱いというのはどうだったのかということと、それから指定管理者の今後の問題では協定契約で整理をしていくということで、さきの答弁がございましたので、一つ一つは委員会で説明をしていただきたいと思うんですけども、ここでも18年9月1日から23年の3月31日、4年8カ月、まあ5年というような期限なんですけど、今の少子・高齢化といわれる状況がどういうふうに移るか、そういうことによっても保育ニーズ、要求というのがまた変わってくる可能性もある。

現実には子供を産む特殊出生の状況がだんだん毎年下がってきていると、こういうような状況で、子育て支援、子育てがしやすいような条件の町をつくらうというのが全国でも出てきている、そういう中でのことなんですけれども、やっぱり需要と供給の関係から、どういうふうに変化するかわからないというような中で、公の施設の管理者としての責任

と、それからさきの条例でも時間とか町長の言うことがございましたけれども、そこに雇用される、働く人たちの身分、そういうものもしっかり考えたくりのあるものでなかったら、結局安上がりの行政になってしまうんじゃないかなと思ひまして、責任の持てない形になるのではないかなと思うんですが、それらの基本的事項について説明を求めたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

まず1点目、このたび指定管理者としての選定に至った経緯でございます。保育所という福祉施設の中での特性から、指定管理者と指定する団体は、町内で児童福祉事業の実績がある社会福祉法人が適当であると判断いたしました。

後ほど、2法人に打診しましたところ、安養保育園を運営しております社会福祉法人、明和福祉会から指定管理者指定申請があり、これまでの運営能力、また保育の実績、また町民の皆様にも信頼の実績もございます法人でございますので、こういったことを総合的に考えまして、明和福祉会を管理者として指定したく、今回提案をさせていただいております。

今後の運営につきましては、ご議決後、指定管理者と町の協定に入るわけですが、これらについてのことにつきましては条例に基づき協定を結ばさせていただきます。そして、この事業が管理者として十二分に責任を果たしていただき、児童福祉の向上になるように内容も考え、また今後も指導、監督もさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第23号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第24 議案第24号 揖南衛生施設一部事務組合の解散について

○議長（佐野芳彦） 日程第24、議案第24号揖南衛生施設一部事務組合の解散についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わってますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（佐野芳彦） 9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 この案件については、合併問題の流れからいってやむを得んだろうと思うんやけども、この議案24号、それから25号、26、28、29もええんですけど、要は思うのに28号がひっかるんですわな。あとはもう流れでずっと行くんかなという感じするんやけども、だから一件一件出てますからね、これどないもしようがないんやけど、要は28号が一番ひっかるんですわ。

だから、ここで言う話じゃないかもわからんけども、とりあえずここで申し上げたいのは、流れだからこれはやむを得んと思うんですよ。けども、28号に当然行くわけですけども、これをよう考えてやってもらわんと、どうも今言う流れやからずっと流れていってしもうた、ああ、終わったという感じになるんやけども、そのまま行って28号、順番が来て28号に来たときにどうにもならんようになってしまう。

というのは、28号の何かと言うたら、今もう1対1の原則を何とか守ってほしいなとい

うのが言いたいんですよ。というのは、話し合いの場合はやっぱり対等で話し合いをすると、負担金は身分相応でやると、これは普通の話と違うんかいなと思うんやけども。だから、今やかましい言うわけにいかんのですよ、これ28号の議案なんのや、今僕が言いよんのはね。

だから、議案24号では余り言うこともないんやけども、ここからちょっと歯どめをかけたいなと思うんやけども、中身については28号やから余りここでは言えないし、大変困りますわ。何かええ方法ないですかな。

○議長（佐野芳彦） 困りで終わり。質問ならんけども。

（横田六郎議員「何かええ方法ないかいね」の声あり）

質問にしてください。

（横田六郎議員「聞きよるんや、ええ方ないかいって。まあ、いいわ」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この提案と町長自身がこの間もこれらの経過を議会の議決を含めておわびをするというような形がありましたけども、私は後の、先ほども28号に集約されるか何に集約されるかは別としても、議案としては28号が中心をなすようなこともあります。

29号に係る農業共催事務組合の規約の変更についても、先ほど横田議員が言われているように、事前の協議が行われた。しかし、本町の中ではこれらの経緯というのは何ら議会に具体の相談もなしにここに提案をされとるというようなことで、団体間、いわゆるこの場合は、たつの市と太子町という団体間の問題でありますので、団体同士が対等に話をしていく、協議をしていく、その中で必要事項については決めていくというようなことがどうしても必要でありますのに、数を頼みにしようとするようなところに大変大きな問題があると思われなないんですかね、当局は。

数を頼みにしないんだったら対等になるわけですけども、すべてが数を頼みにするような仕組みをつくらうとしていると、それでは団体間の話ができなくなるんじゃないかと、そう思うんですけど、その辺のことをしっかり説明いただくことと、今後の事務組合を全体として連合的な、あるいは一部事務組合を共同処理して事務を集める、そして効率効果的に運営をする、そういうような形をとっていくためには、共同処理した方がいい事務についてそれぞれピックアップをし、一緒に検討していく。それぞれどの事務組合という名称のもとに整理をするかは別なんですけども、そういう整理の仕方が必要であろうというのは議会の議決の内容ですし、またその前の話し合いとしては、1対1できちっと話ができるような土壌がなかったら話というものはできない。だから、委託と同じような押しつけられてしまうんじゃないかということにもなりかねない、それが現実じゃないでしょうか。

その辺の姿勢が当局側になかったら、議会の方としてはノーというように、私は、私自身はそう思うんですが、議会との協議も前提とし、また団体間も対等の話をできるように道を開くということに努力をすべきやと、こう思うんですが、その姿勢はいかがか、説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 一部事務組合の関係でございますが、今おっしゃってることはわからないこともないんですが、しかしながらやはりこうして組合を形成していく中で、それぞれの意見の必要とする場所は十分に私はあると思います。

今回のこの件、揖龍衛生と揖南衛生の統合という件につきましても、私自身は太子町の首長としてたつの市さんと十分検討させていただき、内容的にも協議した中で、これであれば、まあおおむね理解できるということで、協議をさせていただきました。

そうした中で、議会の方には議長さんへの

み報告させていただいたというところでございますが、これで内容的に見劣りをしてるといような、数で負けるというようことは、私自身は考えておりません。今後の運営につきましても、その中でただ一つの町に固持するのではなくして、この揖龍衛生全体の運営について十分にご配慮をお願いしたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これ、やっぱり議決に係する、いわゆる何事も特別地方公共団体を形成するわけですから、結局多数決原理が働く組織なんです。それに明らかに最初から多数が働くようなことにしていくんじゃないということが大事じゃないですか。それが真摯な対応で、互いに団体同士を尊重し合うということが最初から欠けてるから言いよるんですわ。欠けてませんか。今は妥当性があると判断されたと、その妥当性の判断についても、前にも言いましたけども、議会との事前のすり合せ、協議を踏まえなないといけないじゃないですかということなんだと思うんですけど、そういう姿勢もないということですか。

だから、解散もええがなと、それで財産処分もよろしいがなと、類するものについては公平委員会等もそのまま集約したらよろしいがなと、農業共済だけは別だから、とりあえずはこのまま行ったらどうですかと。これも今の現行定数、議会の定数にしても、ただ揖龍衛生と同じような形にするだけのことじゃないですか。だけど、数は全然違うんですよ。

対等というようことが、この議決ということでは、それで決まったことは当該議会も尊重していかなきゃならないような仕組みになるから、構成団体も尊重していくようなことになるから、最初の中できちっとお互いに協議ができるような合意が形成できるような形だったら、やっぱり対等でないと合意形成

の担保にならないんじゃないですか。その辺を言いきるんですよ。町側も議会を全く無視した形でこの提案になってきとるんでしょう、どんどん。何にも言わんと、いきなり提案と同じですからね。それで乗り切ろうというようなところに今の問題点があるんじゃないですか、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 恐らくや対等ということは議員定数の問題であろうと思います。そうした内容等々につきましては、やはりそうすればその分野のみの均等割という負担割合も恐らくや増えてこようと思います。そうした問題点等々を整理する中で、やはり人口割に、また利用率等々をかんがみて、そういう面で行っていく方が一番ベターであろうというところで妥協をしたところでございます。

いろいろの考え方があろうと思いますが、私自身はこの統合がベターであろうと、また負担率等々についても妥当であろうというところで、今次この規約等々、解散についてから条例を提案をさせていただいておるところでございます。いずれにしましても、それぞれの分野での主張を張り合うのではなくして、円満な組合運営を行っていくべきだと、このように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 円満な組合運営をやるためにそれが必要やと私は思うんですよ。強引にやるんじゃない。また、議会もそうです。きちっと議会にそれぞれの説明をした上で、こういう形でいかがだろうというような事前の協議というのが大事やというて言いましたけど、トップダウンでこう判断したって、こう判断したって決める機関が対等でないのに、さあのおときには間に合いませんやん、数が違うんやから。それは対等の力の関係と、それから負担についてはそれぞれの自治体の能力、当たり前の話やん、公平とは。その辺を真摯にできるような話し合いができないというところに問題があるんじゃないですか。思い

ませんか。私はそう思うとるんです。

だから、トップダウンでこういうふうに決めてくる問題ではないと思いますし、対等な協議というのは、1対1の協議から始まって、これをどうしよう、これをどうしようと、それで将来方向としては農業共済組合のことも組み入れていこうじゃないかというのが、やっぱり文書できちっと残っていくようなあり方、私大事やと思うんですよ。何となしに話したんかせんかわからん。

この間の共済の中でも微妙に西田さんと首藤さんの見解は違うとったでしょう。自分で聞かれてわかるでしょう、微妙に。あとに担保しとるというのは首藤さん、だけど西田さんは難しいと、協議はしたと、難しいと。そんな何か玉虫色の、そんなもんじゃないと思うんですよ。きちっと協議して、こういう方向でいきましょうという、それが練り上がるまでは大事なんですよ。練り上がったそれを履行するというのが務めですからね、違いますか。その辺が全体に絡むことであり、揖南衛生の解散、それから財産の処分ちゅうことになり、公平委員会の数の増減にも結びついてくるわけなんですけど、将来方向との絡みで、今28号が大事やと、28号に集約する場合は28号に集約するような仕組みのあり方というのは協議が要ると思うんですよ。いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほど来、申し上げますように、この統合につきましても、組合議会でも説明をさせていただいております。そうした中での規約の改正等々でございますので、私自身はトップダウンで行っているという考えは毛頭持っておりません。いろいろな考え方があろうと思います。私は今回の揖南衛生、それから揖南衛生の統合につきましては妥当であろうということで進めておったところでございますが、今農業共済等々の公平委員会等の話も出ました。それが一緒にしてスムーズな事務処理が可能であり、また経費削減にもつながっていくのであれば、今後

検討してやっていこうというのが今の進め方でございまして、とりあえずはやりやすいと
いいですか、一番いいだろうというのがこの
2つの組合の統廃合というところございま
す。今後はそうした面、十分にまた協議をし
ながら進めていきたいと、このように思っ
ております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありません
か。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ
れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号
は、会議規則第39条の規定によって、お手許
に配りました議案付託表のとおり福祉文教常
任委員会に付託することにしたいと思いま
す。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、議案第24号は福祉文教常任委員
会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第25 議案第25号 揖南衛生施  
設一部事務組合の解散に伴  
う財産処分について

○議長（佐野芳彦） 日程第25、議案第25号  
揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産  
処分についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番井川弘美議員。

○井川弘美議員 火葬場用地についてちょっ  
とお尋ねしたいんですが、面積が9,358平米  
なんですが、これ旧火葬場の土地も含まれて  
おるんでしょうか。もし含まれておるようで  
したら、登記簿はどのようになっているので  
しょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたし  
ます。

この財産処分の調書に書いてございます用  
地面積につきましては、このたびの計画に伴  
って用地買収を行いました20筆の公簿面積の  
合計でございます。それ以外には、旧の揖南  
衛生火葬場敷地がでございます。これも敷地に  
組み入れましたわけですが、これは永代使用  
ということで、鶴、平方、助久、3自治会共  
有の土地でございますので、永代使用の契約  
により使っておるもので、この財産には掲げ  
てございません。

また、もう一筆、火葬場施設の北東斜面の  
山林でございますが、平方自治会の53名の共  
有林がございました。これらについて自治会  
とも協議いたしましたところ、相続人の確定  
等、相続登記が困難であろうということで、  
この方につきましても永代使用の契約で使っ  
ているということで、坪22筆でございます。  
調書には20筆分の公簿面積が載っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありません  
か。

17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 旧敷地がどうも入ってない  
ようで、永代使用ということだそうですが、  
永代使用の場合、このままも議決されます  
と、揖南衛生施設事務組合がなくなるわけ  
ですね。すべてを継承する、継承する財産はこ  
れだけだということになると、永代使用分は  
継承しないということに法律上はなと思う  
んです。永代使用は財産ではないんですか。  
この辺のところを顧問弁護士等にお聞きにな  
って、私は永代使用権というのは財産権だと思  
うんですが、この辺のところについてどう  
いう見解なのか、もし継承しないならば、も  
ともとは太子町の火葬場として永代使用を受  
けて、私の記憶が正しければですよ、揖南衛  
生を立ち上げる際にそれをそのまま使っても  
らうという許可で、揖南衛生の使用権までは  
及んでない、太子町が含まれるからそのま

までよろしいやんかということだったと思うんです。したがって、継承しないということは、太子町の永代使用権であって、揖龍衛生の永代使用権継承ではないという解釈も成り立つと思うんですが、この辺顧問弁護士等に相談されたんかどうか、この辺の見解だけはきちっとしとかなないと、これ継承問題ですから、お願いをしたいと思うんですが、きょう恐らく回答できないと思いますので、委員会で結構でございますので、それだけよろしくお願いしときたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

さきのご質問については、いわゆる財産調書といたしましては用地買収等によって取得した財産について掲載するという考え方から用地買収分を掲げさせていただきました。

で、お答えさせていただきます。

後半のご質問については、扱いについて、組合事務局にこういった点について一度整理するようにこちらの方から申し入れさせていただきます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第25号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第26 議案第26号 揖龍公平委員会を共同設置する地方公

共団体の数の減少及び規約
の変更について

○議長（佐野芳彦） 日程第26、議案第26号 揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第26号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第27 議案第27号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（佐野芳彦） 日程第27、議案第27号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第27号

は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第28 議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（佐野芳彦） 日程第28、議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 町長はさっきトップダウンではないと、妥当やと、こういうようなことを言いましたけども、私はというよりも、議員の中にも一定の考えをお持ちの方もあると思うんですが、さきに揖南消防の解散、そして委託、こういうふうになってきたこと、さらには大もとはいわゆる揖龍1市4町の合併問題にも絡むことで、トップダウンということをよくここでも言いましたけども、十分に当該団体の中で、また議会とも協議をすることをしっかり踏まえる尊重主義が存在しないように私は思うから、トップダウンと言うとるんです。

この28号でも今後の方向として、やっぱり団体間というのは言うた、言わないというのは残りますし、いわゆる協定の中に今後の方向、いわゆる規約の変更で揖南衛生の解散に伴う事務を引き継ぐと、継承するということと同じように、今後の事務組合のあり方について検討課題を明確にした上で先行するもの

として揖南衛生の事務を引き継ぐというような形がうたわれているというのが私は望ましい方向じゃないかなと思うんです。その中にはさきの公平委員会の問題もありますし、農業共済の問題もある。ほかではやってることがあるんですから、それから委託をした揖南消防の問題もあります。あれほど屈辱的なものは私はないと思うんですけども、委託の。今後共同処理するものとして消防の問題もあるわけですから、それらのことを含めて将来方向をいわゆる協議できるような機関の設置を求めているんです、団体同士の。それもトップダウンだったらそれ要らんということになりますからね、協議をする必要が私はあるし、また住民も納得がいくような形のあり方を必要とするからしつこく言うところなんですけど、その点どうですか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 協議の方向でございますが、そうした協議会なりの立ち上げということをやられてると思います。この件につきましてもお互いが理解し合う中での立ち上げになってこようと、このように考えます。そうした面も十分踏まえて、これからの組合関係の処理に当たっては慎重に対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 やっぱりこれまでの例からいえば、こういう仕組みになるんだろうと思うんです。要は、第5条の1項中の話なんですけど、しかし今回の場合は1対1という仕組みですわね。だから、何も交渉の場というんじゃないんですから、話し合いの場ということの考え方でいったら、1対1でという考え方がいいんじゃないかなと思うんですけどね。だから、3揖南兵庫のように3つとか、これまで揖南衛生のような立場の場合であれば、まあまあやむを得んかなと思うんですけど、1対1、1市1町の仕組みですから、別にど

うということないんじゃないかなと思うんやけどね。

町長、そりゃおっしゃるように、公平な立場でお互いが話の席に着けばという話かもわかりませんが、やっぱり違うと思うんですよ。いかがなもんですかね。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほど来申し上げておりますように、この定数におきましても、11人から1名減らして、その割合も人口案分でやっていこうということで考えさせていただきました。同じ1対1の場合であるから半分半分で、1対1でいいんじゃないかという考え方もあると思います。しかし、そうしますと今度別な面の問題も発生してきようと、このように思いますので、私は今回定数1名減、そして人口案分で7・3というところで、協議をさせていただいたところでございます。

○議長（佐野芳彦） 9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 話し合いの場と申しますけれども、中身は議会なんですわな。議会ということは、今民主主義の当たり前のこっちゃけども、多数決でいくんですな。それで、この場合は執行部は多分こちらじゃないでしょう。俗に言う、言いかえたら野党、与党という言い方はまずいかもわからんけど、そういう構図ができるんじゃないかな。だから、そういうことを想定して、あえて私は言いやるんやけどね。

これはちょっと例えが変かもわからんけども、小型飛行機に乗るときに、体重が軽が安からうが料金一緒ですわ。ところが、乗るときは違うんですよ。仕分けされるんやね。これちょっと例えがおかしいかもわからんけども、考えてもろたらわかると思うんやけども、そういうこともあるんで、やっぱり何とか頑張って対等の立場で話し合いの場を設けるようにという話をしてほしいと思うんやけどね、あきまへんか、やっぱり。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 協議の中でこうした条

例規約の改正を提案させていただいております。やはり、私は組合で何も7対3だからすべてが7・3に分かれてしまうと、そういう考え方もいかなものかと、このように思います。やはりそうした中でいろいろと議論をしていただいて、円満な議会運営を、組合運営をお願いしたいと、このように思います。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第29 議案第29号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について

○議長（佐野芳彦） 日程第29、議案第29号揖龍地区農業共済事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、3月2日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件はここできちっと紹介しときたいと思うんですが、さきも若干申し上げましたように、揖龍農業共済事務組合の所属の議会議員として発言もおかないといけないと思うんですが、これについてはいわゆる太子町の当該常任委員会でもそのしかるべき説明もなかったと、こういうような経過をたどっており、事前の協議がここでも

行われずに、ここにこういう提案に至ってるというふうに思います。

それで、この場合も揖龍農業共済の議会が行われた日に3つの議会を開くもんですから、それぞれ片づけ仕事のように後を追っかけていく、早う片づけるというような形になったのが現実だと思います。

その中で事前の協議会の中で、いわゆる事前協議としてこれが上がりました。それぞれの団体の中で、それぞれと言うても太子と龍野なんですけども、団体の中で規約の変更が行われないと発効しないということもございまして、議員の数の問題、負担の問題については、以降の問題として預かり帰ると、検討課題だということで、そこでその議員の合意を得て今日を迎えているんですけども、後の予算等におきましては、これで一応今のトップダウンと違うと言われながらも、トップダウンのような形で合意なさってるから予算案が出てきてるわけですね。その予算のときにもたただせてもらいましたけれども、これはさきの事前協議を踏まえた予算ですから、持ち帰ってあと整理をしてもらうというのが事務局の考え方でした。また、そのときの議会を構成するものの合意です。合意というのは、たつの市の選出議員、太子町の選出議員として合意したことでありますので、ここでも紹介しときますが、そういう面です。

だから、ここでそれぞれの町で一遍検討いただくという形のものが、今提案としては規約の変更で出てるわけですから、しっかりと踏まえないといけないと思うんですが、議員の数も今揖龍衛生と同じように7人と3人にしようというような提案と、それから負担金の算出方法についても均等割、それから事業規模割の変更ということが提案されてるわけですが、事業規模割でいきますと、今の農業の実態、共済の実態からすると、面積等との割合とイコールにならないと思うんですが、それらもきちっと検証しておかないといけないと思うんですけども、その点いかがですか。

やっぱり自治体間は1対1でないと何事も、やっぱり議決機関の存在は大きいですから、初めから1・1を尊重し合うような条件のもとでこそ一部事務組合は成り立つというものじゃないかと思うんですけど、その点も含めて再度説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほど来、揖龍衛生、また揖南衛生の議案の件でも申し上げておりますように、私どもは、この農業共済につきましてもあくまでも人口対比でやっていこうということで話をさせていただき、この変更契約を上程させていただいております。

いみじくも桜井議員も農業共済の組合議員として出席されておりました。その内容も承知いたしておりますが、やはり私も今後はこの農業共済等々の一つの組合にという考え方は進めていかなければいけないと、このようにも思っております。そうした面は十分考え合わせながら進めていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となってます議案第29号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議は議事の都合によりこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は3月9日午前10時から開催いたします。

3月9日の本会議は改めて開催通知はいた

しませんので、ご了承ください。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

( 延会 午後4時00分 )